



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	プファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)におけるネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの形成とその経済活動(1562～1622):ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者(2)
Author(s)	石坂, 昭雄
Citation	経済學研究, 42(2), 17-42
Issue Date	1992-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31913
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(2)_P17-42.pdf



プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）における ネーデルラント系カルヴァン派亡命者コロニーの 形成とその経済活動（1562～1622）

—ドイツにおける改革派領邦国家とネーデルラント系来住者—(2)

石 坂 昭 雄

- I はじめに
- II 序曲——迫害を逃がれて。イングランドのグラストン
ベリーからドイツの帝国都市フランクフルトへ——
 - (1) グラストンベリーのワロン人亡命者コロニー（1550
～1553年）
 - (2) 再び亡命の旅に
——帝国都市フランクフルトへ——
- III 帝国都市フランクフルト・アム・マインにおける初
期のネーデルラント系宗教亡命者とその経済活動
（1554～1562）
 - (1) 16世紀中葉の帝国都市フランクフルトの社会・経
済構造と宗教的状況
 - (2) ネーデルラント系プロテスタントの出身地と職業
 - (3) ワロン、フラマン、イギリス3亡命者教会の形成
とルター派市教会との対立。

（以上第39巻第1号）

IV. プファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ） におけるネーデルラント系カルヴァン派亡 命者コロニー（1562～1622）

- (1) 16世紀後半のプファルツ選帝侯国（ライン・
プファルツ）の政治的・宗教的状況——ルター
派とカルヴィニズムの狭間にて——
 - A. フリードリッヒ3世（1559～1576）の《第
2次宗教改革》導入とネーデルランド人亡命者
コロニーの誕生

さて、こうしてフランクフルトに見切りをつ
けたダテヌスらのネーデルランド人カルヴァン

派の亡命者は、いよいよプファルツ選帝侯国へ
移住すべく、1562年5月26日、市民権を放棄し、
まず、ダテヌスに率いられたフラマン人60家族
（ワロン系7家族を含む）が、2隻の舟でライ
ン河を遡って、プファルツ選帝侯国領のロック
スハイムRoxheim（現在は旧ライン川Alt-Rhein
沿い）に到着した。一行は、選帝侯フリードリ
ッヒ3世じきじきの出迎えをうけて、6月2日
にフランクentalに到着した。そして、これら
亡命者の代表と選帝侯との間で『協約』Kapitula
tionが交わされて、ちょうどこの年に明け渡され
たばかりの旧アウグスチヌス派の「大フランケ
タル修道院」Augustinerchorherrenstift
Groß-Frankenthalとその付属施設を供与される
ことになり、西南ドイツの領邦国家のなかで初
めての亡命者コロニーが発足した。これにすぐ
続いて、主としてワロン系の35家族が移住し、
同じく『協約』を締結してハイデルベルグの北
のオーデンヴァルトの山中にある旧シトー派シ
ェーナウ修道院die Zisterzienserabtei
Schönauを与えられた。この間の、ネーデルラン
ト人亡命者教会とプファルツ選帝侯国の間での
交渉や、プファルツの側のこれらカルヴィニ
ストの受け入れをめぐるイニシアティブについ
ては、度重なる戦乱で文書が失われて、これを
確定することは不可能である。しかし、これが
なによりも、1559年の即位にすぐ続いて、60年
以降、改革派＝カルヴィニズムの導入に急旋回
し始めた、新選帝侯フリードリッヒ3世とこれ
を支持するプファルツ内の勢力の事業であつた

ことは言を俟たない。だが、このプファルツ選帝侯国が、正式に宗教改革に踏み切ってから、わずか9年しか経っておらず、領内の情勢はまだ揺れ動いていた。それだけでなく、ドイツ帝国全体をとっても、1555年のアウグスブルクの宗教和議以来、諸領邦国家や帝国都市でカトリックとルター派——しかも、硬直した正統主義ルター派——のみが公認宗派となつて、メランヒトン派（フィリップイズム）や西南ドイツ＝スイスのツヴィングリー派＝改革派は、次第に追い詰められ排除されつつあったのである。このようななかで、プファルツ選帝侯国が、あえて改革派＝カルヴァン派的な《第2次宗教改革》die zweite Reformationの途を選んだことは、この領邦をめぐる内外の動きに、さらに大きな波瀾を喚ぶ一つの大きな賭けであった。そこで、ネーデルラント人亡命者コロニーの創設とその後の展開を理解するうえでも、本論に入るに先立って、この時期のプファルツ選帝侯国の宗教改革との関わり、あるいはそのドイツ国内での政治情勢への対応を簡単に述べておかねばならない。

すでに述べたように15世紀の間、プファルツ選帝侯国は、オーバー・ライン地方で、併合や購入や抵当などで領土を拡張し、また帝国直属騎士Reichsritterや帝国都市、修道院や司教などの弱小領主をレーエンや保護・守護権Schirm- und Vogteirechtの掌握などによって陪臣化したり従属させ、その保護のもとに置いた。また1437年からライン右岸のオルテナウの守護職を、1441年からは、エルザスの10帝国都市と45か村の《エルザス帝国守護職》die Reichslandvogtei im Elsaßをドイツ皇帝から抵当により譲られた。そして、バイエルンでも、1329年以来、レーゲンスブルクの北にオーバー・プファルツを獲得し（1378年拡大）、その首都ハイデルベルクに西南ドイツ最古の大学を擁し、その家柄からいってもハプスブルク家に抵抗して帝位をねらうことのできる最も有力な領邦国家をなしていた。しかし、このようなプファルツ選帝侯国は、中核

をなすライン・プファルツの人口がわずか20万足らずで、有力な商業都市や都市工業も欠き、大規模な鉱山も見られなかったし、領邦側からも、積極的な殖産興業政策は採らるべくもなかった。このようにライン・プファルツ自体は、穀物や葡萄酒・羊毛・獣皮などを輸出する農業地帯で財政的基盤も弱く、しかも領邦国家としてはまだ未完成の状態にあった。ここは、ザクセンやブランデンブルグと異なつて、領土が多く、飛び地に分かれ、あちこちに他領が入り組み、一円的支配には程遠かったが、ライン河沿いの有力な商工業の拠点、ヴォルムスやシュパイエルを始めとする諸帝国都市、あるいは司教などもその保護の下に置くなどして、一種の「衛星体制」das Satellitensystemのピラミッドを築き、これにより経済的にも強大な勢力となつたのであった。それに対して、オーバー・プファルツは、ドイツ有数の製鉄業を擁して、その首都アムベルクAmbergはその取引で繁栄し、領邦等族議会Landständeも有る程度の発言力を持ちえた¹⁾。

だが、このプファルツ選帝侯国の勢力拡張は、1503～05年の《ランツフート公領継承戦争》der Landshuter Erbfolgekriegに大敗するという一大破局を迎えて、大きく挫折した。これは、選帝侯フィリップが、同じヴィッテルスバッハ家の分邦国バイエルン・ランツフート公国の相続権を、1329年のバヴィア条約に反して、自分の次男ループレヒトRuprechtに襲がせようとして、本来の相続権者バイエルン・ミュンヘン公アルブレヒトHerzog Albrecht von Bayern-Münchenと争うことになったのが原因であるが、プ

1) 中世以降のプファルツ選帝侯国（ライン・プファルツ）の形成とその発展については、L. Häusser, *Geschichte der rheinischen Pfalz*, 2 Bde. (Heidelberg, 1845; Neudruck, Mannheim, 1971); H. J. Cohn, *The Government of the Rhine Palatinate in the Fifteenth Century* (Oxford, 1965)のほか、最新の通史として、M. Schaab, *Geschichte der Kurpfalz*, I, Mittelalter (Stuttgart-Berlin-Köln-Mainz, 1988)を参照。（残念ながら、16世紀以降を扱った第2巻が未刊である。）

プファルツ選帝侯国の勢力が一層強大となるのを喜ばぬドイツ皇帝マキシミリアンは、ヴェルテンベルグ、ブランデンブルグ、ヘッセン、ブラウンシュヴァイク、帝国都市ニュルンベルクなどと同盟して、ミュンヘン・バイエルン公を支援した。プファルツ選帝侯国は、国土の一部を占領され、不利な講和を呑まねばならず、わずかにループレヒトに次子領Secundogeniturプファルツ・ノイブルグ侯領Pfalz-Neuburgをえたのみであった。しかもこの間、領内は戦火で荒れ果て、戦費の捻出に窮した選帝侯は多くの領土を売却したり抵当に入れ、また講和に際して、ライン・プファルツ、オーバー・プファルツともども方々の所領を割譲せざるをえなかった。こうして、プファルツ選帝侯国は財政の面で大きな打撃を蒙っただけでなく、その深傷は、周囲の従属諸都市や帝国騎士などへの統制力を弱めて、その独立離反を惹き起こした²⁾。

このような痛手を背負って16世紀の激動の時代を迎えたプファルツ選帝侯国は、最初の半世紀、ルートヴィヒ5世（1508～44）と次のフリードリヒ2世（1544～56）の治世には、他の有力諸侯とは異なって、ひたすらハプスブルク家のドイツ皇帝カール5世との抗争を避け、その《帝国政策》die Reichspolitikを支持しつつ、一方ではその庇護を受けて、代償として一旦没収された《エルザス帝国守護職》を1530年には取り戻した。従って、宗教改革運動がドイツの諸領邦を巻き込むなかで、これに背を向け続けたのである。とはいっても、西南ドイツの中心にあるプファルツ選帝侯国は、多くの帝国都市とも交流が深く、とりわけエルザスの帝国守護職を通じてスイスやシュトラスブルクとも緊密な関係にあった以上、そしてハイデルベルクという有力な大学を抱えているからには、宗教改革の影響を遮ることはそもそも不可能であったし、ルター派の本拠ザクセンや帝国都市ニュ

ルベルクに接しているオーバー・プファルツには、当然ながら、アムベルクAmbergやノイマルクトNeumarktなどの都市の市民層、あるいは在地の中小貴族・領主層にルター派が根を下ろしつつあった³⁾。

もっとも、カトリックのルートヴィヒ5世の治下（1508～1544年）にあっても、この領邦国家の宗教政策は中立的で、プロテスタントに対する抑圧も殆どなく、ハイデルベルク大学へのプロテスタントの浸透は阻まれてはいたものの、官僚層、とりわけ大学出身の法律家のなかには、シュトラスブルクを始めとするエルザスや西南ドイツ・スイスの諸都市の出身の、ツヴィングリー＝メランヒトンのプロテスタンティズムの感化を受けたものが数多く、またこの邦国に仕える上級貴族のうちにも、1531～1537年にエルザス帝国守護代Unterlandvogt im Elsaßを努めたエアバッハ伯ゲオルクGeorg Graf von Earbachとその弟のエーベルハルトEberhard、ヴァレンティンValentinなど、これらの西南ドイツ＝スイス的な潮流に共感するものも出ていた。次の選帝侯は、その弟でオーバー・プファルツの総督Statthalterであったフリードリヒ2世Friedrich II（1544～1556年）であったが、彼はその青年時代、カール5世の父、ブルゴーニュ公フィリップスPhilips de Schoneの宮廷に仕えたことがあり、またカール5世の姪にあたる廃位されたデンマーク王の王女、ドロテアを妻に迎えていたから、親ハプスブルグ政策を継承して、プロテスタント諸侯の同盟には加わらなかった。それでも彼は、宗教的には、すでにオーバー・プファルツ総督時代からプロテスタントに傾いており、1546年に首都ハイデルベルクの全教会で、カトリックのミサを廃止して、

3) Vgl., V. Press, "Die" zweite Reformation 《in der Kurpfalz》, in: H. Schilling, (Hg.), *Die reformierte Konfessionalisierung in Deutschland-Das Problem der zweiten Reformation* 《(Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte, 195; Gütersloh, 1986)》, 104～29.

2) 『ランツフート継承戦争』敗戦による領土の損失については、M. Schaab, a. a. O., S. 213～18, とりわけ, Karte 37 (S. 217) を参照。

プロテスタントの礼拝を導入し、宗教改革への第一歩を踏み出した。しかし、この動きは、シュマルカルデン戦争でのプロテスタント勢力の敗北によって押し止められ、1548年のアウグスブルク『暫定協定』Interimがここでも導入された。もっとも、ツヴィングリー＝改革派も、この邦を逐われることはなく、かえって他の帝国都市からこの地に亡命する者も多かった。その後のパッサウの和約、そして1555年のアウグスブルク宗教和議により、プファルツの宗教改革への外からの圧迫は取り除かれたものの、フリードリッヒ2世は、全面的宗教改革にはなお慎重であったのは、これが、自己の勢力下にあったヴォルムスやシュパイヤーの両司教領をはじめ、カトリックの衛星邦との関係を断ち切ることを意味したからである。結局、プファルツ選帝侯国の宗教改革は、その甥で、オーバー・プファルツ総督であり、プファルツのプロテスタント勢力の代表者としてドイツ内でも高名の、かのオットハインリッヒOttheinrichが選帝侯を襲いだ1556年に俟って漸く実行されたのである。ここには、カトリック側が強力な社会的勢力に支えられてこれに激しく抵抗することはなかったものの、さりとて、プロテスタント側も、ライン・プファルツ内の民衆に自生的に根付いていたわけでもなかった。そして、かつて、1546年に、この地の出身であるメランヒトンの招聘が企てられたが挫折に了って、以来優れた宗教改革の指導者をえられなかったことが大きな悩みであった。オットハインリッヒ自身も、むしろメランヒトンに近く、西南ドイツの宗教改革の伝統に倣した穏健なルター派であったが、シュトラースブルクのマールバッハを迎えようとして断われ、結局1558年5月にマールバッハに近いヘスフーゼンTilemann Heshusenが総監督Generalsuperintendentに就任して、硬直した正統ルター派的宗教改革を推進しようとした。だが、プファルツ選帝侯国内には、大学や官僚の間にまだまだメランヒトン派やツヴィングリー＝ブーツァー的の改革派の勢力が根強く、しか

も、オットハインリッヒのもとには、多くの西ヨーロッパからの宗教亡命者が迎え入れられたから、このような正統ルター的宗教改革は、強い抵抗と論争を惹き起こした。しかも、宗教改革により、長年の衛星領邦であった、ヴォルムスやシュパイヤーのなどの有力司教領への政治的影響力は完全に断ち切れ、加えて1558年、新皇帝フェルディナント2世は《エルザス帝国守護職》も再度回収してしまった。プファルツ選帝侯国は、いまや、領邦国家として、対外的にも大きな転換を迫られていたのである。このようななかで、1559年嗣子のないオットハインリッヒが死んで、すでに選帝侯位継承者に定められていた、分家のプファルツ・ジンメルンPfalz-Simmern家の長子で、オーバー・プファルツ総督であった、かのフリードリッヒ3世が即位してから、プファルツ選帝侯国は、宗教的にも、また対外関係でも今一度一大転換を迎えることになったのである⁴⁾。

フリードリッヒ3世も、もともとは穏健なルター派であり、決してまだカルヴィニズムに移行していたわけではなかった。しかし、即位の前後から、彼は、かの義兄のエアバッハ伯ゲオルクや、その弟の宮内長官エーベルハルトらエアバッハ伯兄弟の強い影響のもとに、次第にツヴィングリー＝ブーツァー派への傾斜を強めていった。そして彼はプロテスタントの統一戦線結成の夢を捨てずに1561年のナウムブルク諸侯会議に臨んだが、そこでの多数意見は、その一致信条として、アウグスブルク信仰告白Confessio

4) 16世紀前半のプファルツの対応については、V. Press, "Zwischen Versailles und Wien. Die Pfälzer Kurfürsten in der deutschen Geschichte der Barockzeit", *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins* [以下ZGORhと略], CXXX [NF. XCI] (1982), 207-262を参照。プファルツの宗教改革への対応については、ders, *Calvinismus und Territorialstaat. Regierung und Zentralbehörden der Kurpfalz 1559-1619* (Stuttgart, 1970), 168-220. このほか、西南ドイツにおける諸都市を中心とした正統ルター派とはことなる、穏健な改革派的流れとその領邦国家への影響については、V. Press, "Stadt und territoriale Konfessionsbildung", in:

Augustanaの1531年の『無改訂版』Invariataを採択し、当時ドイツで典拠として一般に認められていた、メランヒトンの手になる『改訂版』Variataの公認さえも拒否した。結局、ザクセン選帝侯の執り成しでなんとか妥協が成立したものの、このような正統主義ルター派の頑な態度に衝撃を受けた彼は、帰国後、こうしたルター派主流との協調に見切りをつけて、独自の宗教改革に踏み出した。選帝侯がフランクフルト・アム・マインで圧迫を受けていたネーデルラント人のカルヴァン派のために仲介の手を差し延べ、さらには避難の場所を提供したのは、まさにこの直後のことであった。その翌年の1563年、選帝侯はオレヴィアヌスKaspar OlevianusやウルジヌスZacharias Ursinusらの援けのもとに、新しい《教会令》Kirchenordnungと、かの宗教改革史に名高い『ハイデルベルク教理問答』Heidelberger Katechismusを制定して——なお聖餐論などで統一への配慮は残されているとはいえ——もはやメランヒトン派やツヴィングリ一派を超えて、はっきりとカルヴァン派への転向を示した。その際、教会による規律Disziplinあるいは教会の長老制などで、一つのモデルを提供することを期待されたのが、かのフランケンタールなどに誕生したネーデルラント人亡命者教会であった。しかし、プファルツ選帝侯国におけるカルヴィニズムの導入は、ジュネーヴの様な、都市共同体の方式をそのまま実施でき

る筈はなく、また、ネーデルラントやスコットランドの場合のように、信徒が国家権力の迫害を乗り越えて自発的な誓約によって教会を築いたものとは異なって、飽くまでも、領邦教会の組織として行われたものであった。そして、1564年ダテヌス自身が、選帝侯の宮廷牧師Hofpredigerに任ぜられたことにより、絶大な影響を行使できるようになった。その後、ライン・プファルツでは、牧師の職は次々にカルヴァン派に切り替えられ、大学の教授の職にも、フランスやネーデルラントを含む全ヨーロッパから優れたカルヴィニストの学者が招聘され、首都にはフランス語系カルヴィニストの教会も生まれた。一方、ネーデルラントでは、1566年の偶像破壊運動の勃発とその鎮圧、そしてその後のアルバ公の到着による政治的・宗教的な大弾圧を逃れて、再び多くの亡命者がドイツに安住の地を求め、ライン・プファルツにも多数のネーデルラント人亡命者が流入することになった。

しかし、彼の嗣子で、オーバー・プファルツ総督のルートヴィヒは、頑強なルター派であり、オーバー・プファルツの領主も諸都市も強くルター派の影響をうけていただけに、ここにカルヴァン派を強制することも、またネーデルラント人亡命者のコロニーを建設することも不可能であった⁵⁾。

こうして、プファルツ選帝侯国のみが、アウグスブルク宗教和議に背を向けて、非公認のカルヴァン派に転じたことは、皇帝やカトリック派のみならず、一部のルター派の領邦の糾弾を

F. Petri, (Hg.), *Kirche und gesellschaftliche Wandel in deutschen und niederländischen Städten der werdenden Neuzeit* (Köln-Wien, 1980), 251-296. またシュトラースブルク大学については, A. Schindling, *Humanistische Hochschule und freie Reichsstadt. Gymnasium und Akademie in Straßburg 1538-1621* (Wiesbaden, 1977). なお, 《エルザス帝国守護代》時代のエアバハ伯については, J. Becker, *Geschichte der Reichslandvogtei im Elsaß. Von ihrer Einrichtung bis zu ihrem Übergang an Frankreich, 1273-1648* (Straßburg, 1905), S. 87f.. この管轄下には, ミュルハウゼン Mülhausen, コルマル Colmar, ハーゲナウ Hagenau など, 改革派志向の強い有力都市が含まれていた。

5) この、フリードリヒ3世の急旋回の背景については, A. Kluckhohn, “Wie ist Kurfürst Friedrich III von der Pfalz Calvinist geworden?”, *Jahrbuch der historischen Classe der königlichen Akademie der Wissenschaften*, 1866 (München, 1866), 423-520; ders., *Friedrich der Fromme 1559-1576* (Nördlingen, 1876) などの古典的研究に加えて, 最新の, O. Chadwick, “The Making of a Reforming Prince, Frederick III Elector, Palatinate”, in R. Buick Knox (ed.), *Reformation, Conformity and Dissent* (London, 1977), 44-69 を参照。〔プロテスタント陣営分裂の切掛となったナウムブルク諸侯会議についての研究 R.

招いた。1566年、選帝侯は、ヴェルテンベルク公ウルリッヒ Herzog Ulrich von Württemberg やプファルツ・ツヴァイブリュッケン公ヴォルフガング Herzog Wolfgang von Pfalz-Zweibrücken の告発により、アウグスブルク帝国議会に喚問され、帝国からの追放 Reichsacht の危機に直面した。しかし、その優れた弁明に加えて、ザクセンなどのルター派主流も、まだプファルツの追放にまで踏み切れず、ようやく危機を脱して、ともかくもドイツ帝国内でのカルヴァン派の領邦として黙認されることになった。こうして、プファルツ選帝侯国は、孤立のなかで、むしろネーデルラントやフランスなど西ヨーロッパの非ルター派との結び付きを強め、他方では、周辺のルター派の帝国都市との関係も断ち切ることであり、経済的にも自立を迫られた。しかし、他方で、このことは、プファルツ選帝侯国に官職を得ていた周辺の貴族や帝国騎士に踏み絵を迫る結果となった。彼らは、いまや帝国非公認のカルヴァン派に忠誠を誓ってプファルツ選帝侯国に勤務して領邦の臣下となるか、あるいは、領土を保持するため皇帝側にとどまるかの選択を強いられ、結果として、これまでの錯綜した重層的な支配関係を清算した一元的な領邦国家としての再編が促進されたのである。

Calinich, *Der Naumburger Fürstentag. Ein Beitrag zur Geschichte des Luthertums und Melanchtonismus aus den Quellen des königlichen Hauptstaatsarchivs* (Gotha, 1870) は、参照できなかった。その後、フリードリッヒ 3 世は、1569年に、ネーデルラントの対スペイン抵抗運動のリーダーでドイツに亡命したブレデローデ伯 Brederode の未亡人と再婚したことにより、皇帝側は勿論、他のドイツ諸侯から自ら孤立を求め、国際的カルヴァン派に与することになる。

なお、エアバッハ伯 3 兄弟については、V. Press, "Die Grafen von Erbach und die Anfänge des reformierten Bekenntnisses in Deutschland", in H. Bannasch und H. P. Lachmann, (Hg.), *Aus Geschichte und ihren Hilfswissenschaften. Festschrift für Walter Heinemeyer zum 65. Geburtstag* (Marburg, 1979), 653-685 を参照。ただし、穏健なフィリッピストであるエアバッハ伯は、その後のプファルツの急テンポの宗教改革にはついてゆけず、その晩年には、その宮内長官の職ももはや名目的なものになってしまった。

る⁶⁾。

B. ルートヴィッヒ 6 世によるプファルツ選帝侯国のルター派への復帰・ヨーハン・カジミールのプファルツ・ラウテルン侯領の分邦(1576-1583)と新コロニーの設立。プファルツの再統合(1583-1622)

1576年10月26日、ついにフリードリッヒ 3 世がこの世を去ると、プファルツ選帝侯国は再び大きな宗教的混乱に巻き込まれた。嗣子ルートヴィッヒ 6 世は、さきに述べたように、もともとの強いルター派の傾向が、その妻の影響と長いオーバー・プファルツ(アムベルク)総督在任で一層強められ、これまでもカルヴァン派の導入に頑強に抵抗してきたから、その即位によって、始まったばかりのカルヴィニズム導入事業は、大きな危機に直面した。フリードリッヒ 3 世自身このことを深く危惧して、1575年、その遺言状の第 8 条で、カルヴァン派の信仰の保持とネーデルラント人、フランス人信仰亡命者のこれまでと同様の保護を訴え、また、カルヴァン派の次男、ヨーハン・カジミール Johann Casimir に、ライン・プファルツで、モースバッハ管区 Amt Mosbach, ボックスベルク管区 Amt Boxberg を、オーバー・プファルツで、シュヴァルツェンブルク領 Herrschaft Schwarzenburg (シュバルツヴェンルク=レッツ Schwarzenburg und Rötze, ノインブルク・フォルム・ヴァルト Neunburg vorm Wald, ヴァルトミュンヘン=トレースヴィッツ Waldmünchen und Treßwitz の 4 管区) をプファルツ選帝侯国から分割相続させて、独立の領邦を設立させようとしていたが、死の前日に急変、追加文書 Kodizill でこれを変更し、モースバッハ、ボックスベルクに代えて、ライン左岸のノイシュタット上級管区 Oberamt Neustadt とラウテルン上級管区 Oberamt Lautern, ベッケルハイム管区 Amt Böckelheim を指定した。その理由は定かではないが、これら

6) V. Press, "Die Ritterschaft in Kraichgau zwischen Reich und Territorium 1500-1623", *ZGORh*, CXXII (1972), 35-98.

所領がフランスやネーデルラントに近いことや、すでにフランケンタールなどに定住していたカルヴァン派ネーデルラント人亡命者のことを配慮したのであろう。(第1図)

しかしこの変更は、これを認めぬ新選帝侯ルートヴィヒ6世とヨーハン・カジミールとの間で大きな紛争の種となったし、ノイシュタット上級管区の相続は、ここをプファルツ選帝侯国本家の世襲領と定めた、かの『黄金勅令』die Goldene Bulleに反し、ノイシュタットの市民も、カジミール領への編入に激しく抵抗した。このため、ヨーハン・カジミールが、諸侯の仲裁でやっとライン・プファルツの諸領を確認されるのは、1577年6月25日の『エムス協約』der Emsische Vertragに俟たねばならなかったし、オーバー・プファルツでは、結局、1582年にシュヴァルツヴェンブルク領とノイマルクト諸管区のÄmter Neumarkt主要部との交換によって、兄弟間の領土問題が一応の決着がつき、同年のアウグスブルクの帝国議会において、ヨーハン・カジミールは、プファルツ・ラウテルン侯Fürst von Pfalz-Lauternとして、帝国諸侯の一員に加えられた⁷⁾。

1577年の協約は、相互に宗教的寛容を取り決めたにもかかわらず、ルートヴィヒ6世は、その本領で容赦なく再ルター派化を推し進め、政府の高官や官僚のみならず、600名ものカルヴァン派の牧師や教師が罷免されて、その後を、ヴェルテンベルクやオーバー・プファルツ出身のルター派が埋めた。さらに、ハイデルベルク大学をはじめ諸学校でも、著名な教授がその職を逐われたり、廃校に追いやられ、またハイデルベルクやシェーナウのネーデルラント人亡命者教会も閉鎖された。これらのカルヴァン派は、多くがヨーハン・カジミールのもとに避難し、新領邦政府に参加し、また、ノイシュタットに

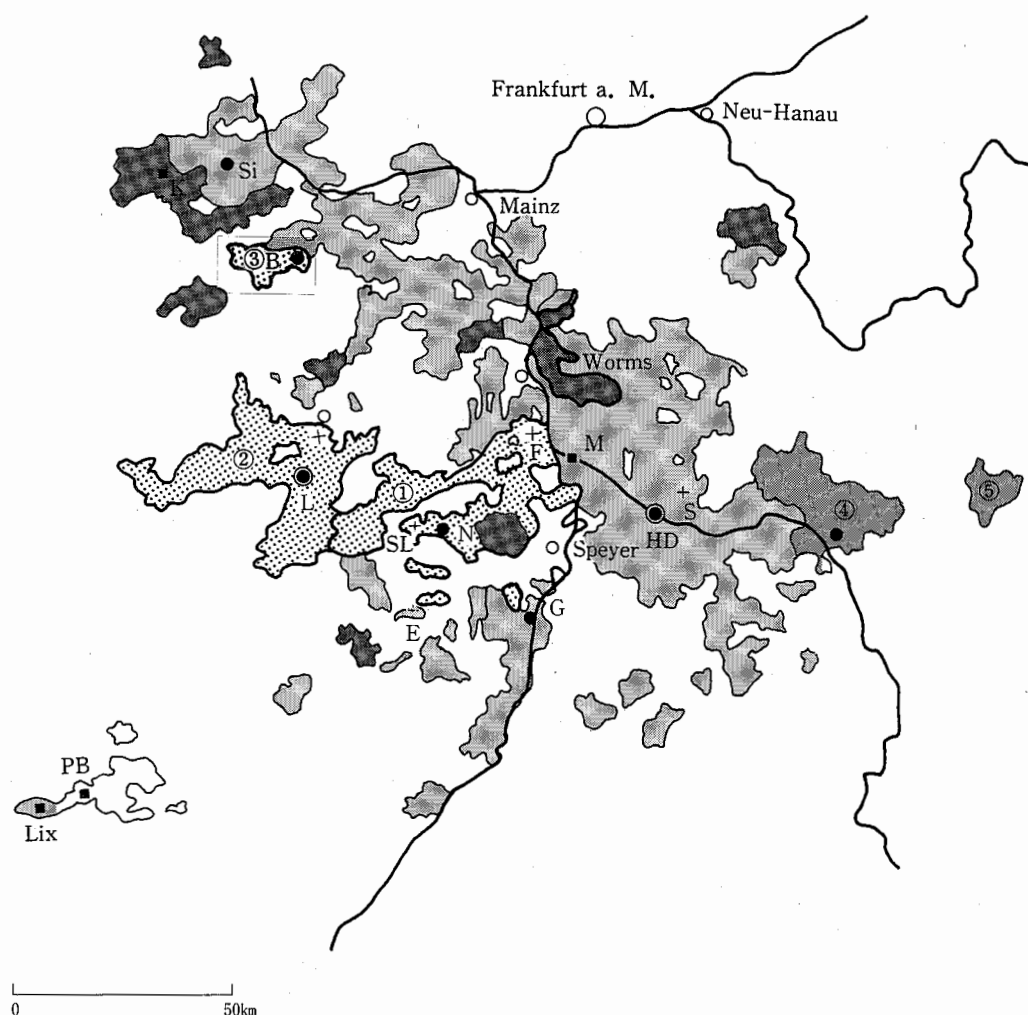
これらの教授たちを迎えて1578年開設された、カルヴァン派の新大学、カジミール学院paedagogium et collegium Casimiri(Casimiranum)に迎えられた。こうしたなかで、プファルツ選帝侯国本領を逐われたり新規に亡命してくるネーデルラント人、とりわけワロン系を収容するには、フランケンタールやサンクト・ランプレヒトでは不十分で、1578年、新たにオッデルベルクの旧修道院Zisterzienser-kloster Otterbergが提供され、また、1577年にはフランケンタールは都市に昇格して、この領邦の新しい経済的中心としての役割を担うこととなった⁸⁾。

さて、1583年に、ルートヴィヒ6世がわす

8) Kuhn, *a. a. O.*, S. 87ff. このカジミール学院は、旧ヴァイセ・クラウゼ修道尼院 Frauenkloster zur Weißen Klauseと、隣接のミハエル礼拝堂 Michaelkapelle を使用し、ヨーハン・カジミールは、教授や学生の費用として、2,000グルデンと、1,000マルターの穀物、11フーダーの葡萄酒を提供した。教授陣としては、かのZacharias Ursinus, Hieronymus Zanchius, Daniel Tossanus, Franciscus Juniusのほか、Johannes Piscator, David Preus, Hermann Wittekind, Simon Stenius, Lambertus Ludolphus Pithopoeus, Johannes Jungnitz, Henricus Smetiusなど、ネーデルラントやドイツの優れた学者が招聘されて、ジュネーヴとならぶカルヴァン派の大学となってヨーロッパ各地の学生を集め、アイヨン公やマルク伯、さらには、かのオランダ独立戦争でオラニエ公の秘書として活躍する、マルニックス・ファン・シント・アルデホンデMarnix van Sint-Aldegondeなどの名士も、講筵に列していた。*ebenda*, S. 87ff.

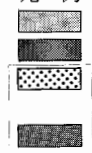
ヨーハン・カジミールは、さらに、この間、変転する国際情勢のなかで、カルヴァン派勢力の代表者として、ドイツの内外に活躍した。1576年の『ヘントの和平』Pacifatie van Gentの後のネーデルラントでの、なお大きな政治的・軍事的空白を埋めるべく、ネーデルラント全国議会側の要請で、イングランドのエリザベス女王の軍資金提供により、彼は、5,000の騎兵と6,000のスイス歩兵を率いて、南ネーデルラントに参陣した。これに従軍牧師として加わったのが、かのダテヌスであった。彼は、ヘントの急進的カルヴィニスト、ヤン・ヘムベッセJan Hembyzeらと組んで、オラニエ公の意図した、カトリックも含む南北全ネーデルラントの統一と宗教的寛容の路線と激しく対立し、ヘントでカルヴァン派の独裁を施いて、ヨーハン・カジミールをその後盾とした。しかし、この時は、軍事力でも勝るオラニエ側が優

7) M. Kuhn, *Pfalzgraf Johann Casimir von Pfalz-Lautern 1576-1583* (Diss. Phil. Mainz, 1959) [Schriften zur Geschichte von Stadt und Landkreis Kaiserslautern, Bd. 3, 1961], S. 1-73.



第1図 1590年当時のプファルツ選帝侯国

凡 例



プファルツ選帝侯国領

共同支配地condominium

ラウテルン侯国領域 (1576-92)

①Oberamt Neustadt ②Oberamt Lautern ③Amt Böckelheim

ヨーハン・カジミール旧相続予定地 (モースバッハ・ボックスベルク管区)

④Amt Mosbach ⑤Amt Boxberg

● 首府 HD=Heidelberg L=[Kaisers] Lautern

● 上級管区, 管区所在地

N=Neustadt, Si=Simmern, G=Germersheim

+ ネーデルラント系亡命者コロニー

F=Frankenthal, S=Schönau, SL=Sankt-Lambrecht, O=Otterberg, E=Eußerthal

■ 要塞都市 (建設予定地)

M=Mannheim, K=Kirchberg, PB=Pfalzburg, Lix=Lixheim

か9歳の嗣子フリードリヒ4世を遺して死ぬと、『黄金勅令』の規定に従って、ヨーハン・カジミールが、摂政Kuradministratorの地位に就き、遺言状に指名されていた他のルター派の共同後见人(ヴェルテンベルク公やヘッセン方伯)の意向は無視して、再びプファルツ選帝侯国本領もカルヴィニズム化を遂行した。そして、彼が1592年に嗣子のないまま死去すると、プファルツ・ラウテルン侯国は、再びプファルツ選帝侯国に統合され、新選帝侯は、1594年オラニエ公ウィルレム1世の娘(Louise Juliane)を侯妃に迎えて、オランダとの強い絆を結んで、自国のカルヴァン派の基盤を一層強化した。この間、この1592年のみならず、1602年、1610年と3度にわたり、親戚のルター派の有力な君主、とりわけプファルツ・ノイブルク侯が、若年の嗣子

の後见人として実権を握って、再ルター派化する危険に見舞われたが、政府の中心にいた、ヴィットゲンシュタイン伯Graf Ludwig von Wittgensteinやゾルムス伯Graf Otto von Solm-Hungen、そして、オーバー・プファルツの総督であったアンハルト公Christian von Anhaltなどのカルヴァン派の貴族や、市民層出身の官僚の結束によってこれを阻止することができた。そして、1610年から14年までカルヴァン派のプファルツ・ツヴァイブリュッケン公Herzog von Pfalz-Zweibrückenが14歳のフリードリヒ5世の後见人となって、1612年には、イングランド=スコットランドの国王ジェームズ1世の娘エリザベートとの結婚で、国際的にも後盾をえた。こうして、ドイツのカルヴィニズムはプファルツ選帝侯国を中核としながら、そして独立戦争の最中にあった、ネーデルラントとも深く関わりながら、16世紀末にはとりわけ西南ドイツの諸領国——ナッサウNassauやヴェッテラウWetterau——に根を下ろしつつあった⁹⁾。

以下、こうしたプファルツ選帝侯国の政治的・宗教的関連のなかでの、ネーデルラント人亡命者コロニーの構造を考察することにした。

(2) ネーデルラント人亡命者コロニーの社会・経済構造

——フランケンタール、シェーナウ、サンクト・ランプレヒト、オッテルベルク、オイサータール——

A. 宗教的・行政的自治

ところで、この様にしてプファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)に移住したネーデルラント人亡命者のコロニーが、領邦君主からどのような地位を保証されたか、また既存のドイツ人住民とどのような関係に立ったのかを、一連

位にあって、ヨーハン・カジミールも、不本意ながらオラニエ公と和解して、本国に帰還し、ダテヌスもヘムベイズを伴って、フランケンタールに亡命する。その後、ヨーハン・カジミールは、1583年、プロテスタント側に転じたケルン大司教の救援のため、出陣している。ebenda, II, 7, 8.

なお、ダテヌスの方は、その後数奇な運命をたどる。1583年、ヘムベイズらは再びヘント市民から首席参事会員として政権に呼びもどされたが、迫り来るスペイン軍の包囲網の次第に狭まるなかで、84年、ヘムベイズは単独講和を画策したことが判明して処刑され、ヘントは9月17日ついにスペイン=カトリック軍の軍門に降った。ユトレヒトに逃れたダテヌスは、逮捕され毒殺されようとしたが、結局釈放された。しかし彼はもはや妻子のいるフランケンタールには戻らず、北ドイツのフーズム、ついでシュターデに医師として暮らした。そして、1586年、ハーグの宗教会議が使者を送って呼び戻そうとした時もこれを拒んだ。この頃には、彼が、再洗礼派の1つ、『ダーフィット・ヨリス派』Joristに転向したという噂も流れていた。このため、再び追い立てられ、87年にエルビングに逃れてギムナジウムの教授となり、そのまま90年に、真に波瀾に満ちた生涯を終えた。Cf. T. Ruys, *Petrus Dathenus* (Academisch Proefschrift, Vrije Universiteit te Amsterdam; Utrecht, 1919); H. Q. Jansen, *Petrus Dathenus. Een blik op zijne laatste levensjaren, vooral op zijne twistzaak met Oranje* (Delft, 1872); V. Christmann, "Petrus Dathenus", *Frankenthal Einst und Jetzt*, II (1962), 9-15. 川口 博「ヘントのカルヴァン派独裁(1577-1584)」、『史料』第62巻第3号、1979年5月

9) V. Press, "Die >zweite Reformation< in der Kurpfalz", 104-29; H. J. Cohn, "The Territorial Princes in Germany's Second Reformation, 1559-1622", in: M. Prestwich, (ed.), *International Calvinism 1541-1715* (Oxford, 1985), 135-165.

の『協約』Capitulation ないし『特許状』Privilegien からそれぞれ検討しておきたい¹⁰⁾。

(1) フランケンタール Frankenthal 帝国都市ヴォルムスから南に約11km, ライン川本流から5kmほど内陸に入ったフランケンタールには, 1119年に設立されたアウグスチヌス派「大フランケンタール修道院」Augustinerchorherrstift Groß-Frankenthalと, これに接した, 同じ派の修道尼院「小フランケンタール」Klein-Frankenthalがあり, その後, フランケンタールの村落が消滅したのに伴って, 周辺の広い耕地や森林, 牧草地を所有し, さらに近隣の村落内にも多くの土地や施設を取得した。この修道院は, 遅くとも1385年には, プファルツ選帝侯国の保護の下に入ったが, 1431年に「小フランケンタール修道尼院」の廃止に伴って, その建物と財産は, 「大フランケンタール修道院」に統合された。その後, 16世紀に入って, ランツフト継承戦争や1525年のドイツ農民戦争で大きな被害を出したが, プファルツ選帝侯国の宗教改革の後, 衰退したとはいえ, なお持ちこたえていた。しかし, フリードリッヒ3世の治世に入って一段と強まった修道院廃止の圧力にはもはや抗しがたく, ついに最後の修道院長Johann von Andernachは, 1562年に大フランケンタール修道院およびその管轄下の小フランケンタール, キルシュガルテン Kirschgarten (bei Worms) を領邦君主に明け渡して退去し, これら一切はその『教会財産=収入管理部』Kirchengüter-und Gefällenverwaltungの管理のもとに置かれたが, 当面, 修道司祭の一部は小フランケンタールに止どまっていた¹¹⁾。この大フランケンタール修道

院の建物や土地が, ネーデルラント人亡命者の受け入れに充てられたのであるが, 1562年6月3日に到着したダテヌス Petrus Dathenus に率いられた一行, 殆どがフラマン系の60家族Hausgeses(うち7家族は旧ワロン教会所属あるいはワロン地域出身)は, 6月13日, 領邦君主フリードリッヒ3世の名代, ノイシュタット管区長Vitztum von Neustadt (Christoph Hund von Lauterbach) と, 全17箇条の『協約』Capitulationを交わして, 旧大フランケンタール修道院の建物と付属施設の使用と定住を認められている。(この時, 『協約』本文に明記された代表者はダテヌス以下, リーバールト Jacob Liebaert, ヒリス Christian Gillis, ファン・ベンテム Pieter van Benttem, ケイケ Frans Kycke の5名であったが, それ以外にも末尾に58名全員がそれぞれ署名している。)¹²⁾

12) この『協約』は, *Capitulation der vnderdanen des flecken gross frankendall*, Druck in F. J. Hildebrand, *Quellen zur Geschichte der Stadt Frankenthal*, I (Frankenthal, 1894), *Die erste und zweite Kapitulation 1562 und 1573, die Bauordnung 1569 und die Festungsverträge von 1620 und 1622* および, *Monatsschrift des Frankenthaler Altertumsvereins* [以下MFAVと略], V (1897), 6 ff.

フランケンタールのネーデルラント人亡命者コロニーについては, J. Wille, *Stadt und Festung Frankenthal während des dreißigjährigen Kriegs nebst einer Vorgeschichte und Entwicklung* (Heidelberg, 1877); Franz, a. a. O.; F. W. Cuno, "Geschichte der wallonisch-reformierten Gemeinde zu Frankenthal", *Geschichtsblätter des deutschen Hugenottenvereins* [以下GBHDHVと略], Zehnte 3, Heft 3 (1894), 3-26; H. Amberger, "Das niederländische Frankenthal 1562 bis 1689", *Frankenthal Einst und Jetzt*, II (1962), 2-8; A. Hussong, "Die Frankenthaler niederländische Glaubensflüchtlinge", *Frankenthal Einst und Jetzt*, II (1962), 22-25; G. Biundo, "Geschichte der niederländisch-reformierten Gemeinde Frankenthal 1562-1689", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, XXIX-2 (1962), 53-73; V. Christmann, "Aus der Geschichte des Hopitals zu Frankenthal", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*,

10) これらのネーデルラント人亡命者コロニーの法的地位についての概観は, G. Kaller, "Wallonische und niederländische Exulantensiedlungen in der Pfalz im 16. Jahrhundert. Entstehung und Stadterhebung", in: *Oberrheinische Studien*, III (1975), 327-351

11) G. Franz, *Aus der Geschichte der Stadt Frankenthal* (Frankenthal, 1912), S.12-29.

この君主と移住者との『協約』という形式——君主の恩恵による特許状ではなく——を取ったことは、当時のドイツの領邦国家にあっては画期的なことではあったが、その内容はいたって保守的なもので、建物・施設の利用についての規定と、彼らをプファルツの臣民Untertanに組み入れるための諸規定を中心としたものであり、新産業の移植のための資金供与ないし設備の提供あるいは公害防止、さらにはドイツ人住民への伝習などの規定は全く含まれていない。この『協約』で最も重要なものは、教会に関する規定である。第2条で、これら来住者は、独自の教会を組織し、その母語で説教や聖餐などの儀式を行なうこと、このために、母語を話せる牧師を自分達で選任することを許された。ただし、独自の教会規則制定は許されず、プファルツ選帝侯国教会規則に服し、牧師の任免は、「教会評議会」Kirchenratの事前の承認を必要とした。そして、これまでのプファルツ内での、あるいは亡命者教会の激しい教義上の論争や対

立に鑑みて、これらの論争が持ち込まれるのを避けるため、この種の論争、とりわけ教会内での論争を厳禁し、問題はすべて教会評議会Chur—Pfaltz. Kirchenrathの裁定に俟つよう指示している¹³⁾。これに対して、この『協約』には、亡命者団体の自治についての規定は何ら盛り込まれておらず、他のノイシュタット上級管区内の住民同様に、上級管区長Viztumおよび管区財務官Landschreiberの管轄の下に、近隣の村落オッゲルスハイムOggersheimまたはフランケンタールないしその他の場所に駐在する代官Schult-
heißとそのもとに設置された裁判所Gerichtの支配に服することを義務付けられた(第3条)。更に、これら移住者は、他のノイシュタット上級管区住民と同様に、賦役fron、運搬賦役Reiß、臨時税Schazungないし類似の領邦君主の役務Servitutを負担させられたが、手賦役fron mit Handおよび軍夫ausreisenの提供は実行が困難であったから、手賦役は毎年、軍夫仕事はその都度の代金納が認められた(第7条)¹⁴⁾。なお、住民への人身支配Leibeigenschaftについての規定、あるいはその免除についての条項は、ここでは全く見られない。他方で、度量衡(織物のエレ尺も含む)maß, meß, Elnmeß vnd Gewichtについては、ノイシュタット上級管区内の公定のものを使用することを義務付けられ、特に、フランクフルト・アム・マインでは使用を認められていた、ブラバント・エレbrabantische Elleなどの外国の度量衡の使用が厳禁されている。(第6条)これは、パン・肉・葡萄酒などの消費税賦課Brot fleisch und weinschazung belegung des Ungeltsの基準統一の目的に止ど

XXIX-2 (1962), 74-79; R. van Roosbroeck, "Die niederländische Glaubensflüchtlinge in Deutschland und die Anfänge der Stadt Frankenthal", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, XXX-1/2 (1963), 2-28; G. Kaller, "Staat, Gesellschaft und Kirche in Frankenthal im 16. Jahrhundert", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, XLVII (1980), 1-9などを参照。

移住者の職業・出身地については次号で詳しく扱うが、おそらく自治体の役員と教会の長老となったであろう、ゲテヌス以外の代表者4名のうちリーバールトが紡毛毛織物工Tuchmacherないしビール醸造業者、残りの3人はホントスホーテないしアラス織など新毛織物工である。ちなみに、全体では、フランクフルトでの職業の判明する26名のうち、新毛織物工業は10名を数え、1名の雑貨商Krämerを除き皆手工業者であり、また出身地の判る32名のうち、フランドルは29名(うちワロン・フランドル5名)である。Vgl., G. Witzel, "Beiträge zur Kenntnis der ersten Frankenthaler Bürger", *MFAV*, XVI (1908), 21-3. この署名者のなかには、もう一人の牧師、カスパー・ファン・デア・ヘイデンが含まれていないが、恐らく彼が、最初は、ハイデルベルクの宮廷牧師の任務についたためであろう。

13) かつてのフランクフルト・アム・マインの亡命者教会での大対立、また宗教改革実施後のプファルツ選帝侯国(ライン・プファルツ)でも、エラストゥスErastus(Thomas Lieber)とクレービッツWilhelm Klebitzの国家と教会の関係をめぐる大論争の苦い経験に鑑みたのであろう。

14) 上記『協約』の復刻はいずれも、PreisSchazungと判読しているが、これは次ぎのシェーナウなどの例から、Reiß, Schazungとすべきであるので訂正した。

まらず、この度量衡の統一が、領邦権力の確立の一つの手段でもあったためであろう。また、これら来住者は、最初の60家族については、入居税Einzugeldを免除され、以後の来住者は、4グルデン（うち3グルデンは君主へ、1グルデンは町fleckenの必要な建物の維持費に充てる）が徴収されることになった。また、退去税は、財産額の5%と定められた。移住者は、「大フランケンタール」の建物および付属の製粉水車、ビール醸造所などを年150グルデンで賃借したが、その建物の壁や屋根の破損は禁ぜられた（第12、13条）。さらに、その付属地の1089モルゲン（14耕区Gewann）を、モルゲン当たり〔燕麦〕1/2マルターMalter¹⁵⁾（脱穀・乾燥済みでいつでも市場に出せる状態での）で借地し、また若干の葡萄畑、菜園、牧草地を借り受けた。しかし、森林（とりわけ狩猟区）および漁業権は、領邦国家ないし君主に保留され、伐採や木の実・果実の採集は禁ぜられ、薪や雑木のみ管理人の必要分を除いて適切な価格で優先的に買うことが認められた（第16条）。

しかし、その後の亡命者の流入や人口増によって——1566年には150家族に——、これらの割り当てはすぐ手狭になったため、1564年までには「小フランケンタール」と、これに付属した10耕区の耕地、さらに菜園・牧草地が亡命者に割り当てられ、1565年の『協約再確認』では、当然のこととして「大小両フランケンタール」修道院の旧施設が挙げられていた¹⁶⁾。さらに、旧修道院の建物の外に——明らかに修道院の建物の一部を取り壊して建材に利用しながら——新しい家屋のが建てられて、1569年（11月28日）

には、初めての『建築条例』Bau-Ordnungが、教会財産＝収入管理部の名前で発布されて、ほぼ碁盤目状の街区の都市計画の第一歩が踏み出され、まず「大フランケンタール門」Groß-Frankenthaler Pfort からヴォルムス方面の街路に沿う家屋は2階建て瓦屋根に統一することが定められている¹⁷⁾。

この間、教会とは別個に住民団体も次第に形成され、すでに長老の一人であるヤーコブ・リーバールトJacob Liebaertが「市長」Bürgermeisterに選ばれ、その下で4人の「建物管理役」Baumeisterないし区長Viertelmeisterがこれを補佐していたが、1567年から、2人の市長と7人の参審裁判官Schöffenが認められた¹⁸⁾。

しかし、その後の亡命者の流入によって人口が膨れ上がったフランケンタールは、『協約』の若干の手直しや条件の緩和を求め、1573年に第2次『協約』Zweite Capitulationがフリードリッヒ3世との間で結ばれている。その改正点は、フランケンタールに代官Schultheißと裁判所Gerichtが設けられて、軽微な事件を扱うこと（第3条）、城壁と堀の建設を許可し、入居税を2グルデンに引き下げ、うち1グルデンを、代官のもとで、「自治体」gemeiner Fleckenの公益に充てること（なお、商工業に携わるために移住した職人Geselleは、代官のしかるべき許可をうること）、賦役代納金Frongeldや通常の消費税 Ungeld、退去税（財産の5%）の収入を10年の間「自治体」の為に使用する、また退去税については、移住後1年以内の退去者についてはこれを免除するものとし、他方で、来住者は、その自由民たることMannrechtを証明し、それが難しいときは、何等かの〔もとの教会などの〕証明を提出して、当地の教会Gemeindeから受け入れられ、管区役人Amtleuteから承認されることを要する、

15) 1 Morgen=0.2568ha, 1 Malter=125.7 Liter, 1 Brabanter Elle=2.5 Kurpfälzer Schuh=69cm (Hagenauer Elle=2 Kurpfälzer Schuh). Vgl., E. Collofong und H. Fell, (Hg.), *1000 Jahre Lambrecht. Chronik einer Stadt* (Lambrecht, 1978), S.410

16) "Friedrich des IIIten Confirmation über die Capitulation A.d. 1565 d. 21. Aug.", *MFAV.*, VII (1899), 38-9.

17) "Bau-Ordnung für Frankenthal v. J. 1569", in: Hildebrand, (Hg.), *a.a.O.*, 13f. u. *MFAV.*, VIII (1900), 5.

18) Cuno, *a.a.O.*, 5.

などである。(第6条)また、大フランケンタール修道院の建物・敷地の賃貸料は159fl. 24 Albus に、小フランケンタールは30fl.とされ、耕地・牧草地・菜園については、1562年の『協約』の通りで、25年契約に改定され、また、市外の葡萄畑とノイシュタット近郊の葡萄畑がそれぞれ、20年と41年の長期借地として提供された。(第8条)なお、度量衡については、『(当地の)臣民に国内およびブラバント・エレによる尺度が許されていたが』inlendischen und brabantischen ellen außmessen zuzulassen, 熟慮の結果、市場での売買にはノイシュタット管区の命じた度量衡に限ることを定めた¹⁹⁾。

このようなフランケンタール・コロニーの発展に一つの転機となったのが、1576年のフリードリッ3世の死去、そしてルター派の長子ルートヴィッヒ6世のプファルツ選帝侯本家相続と、カルヴァン派の次男ヨーハン・カジミールが、ライン左岸にプファルツ＝ラウテルン侯国 Fürsttum Lautern (Pfalz-Lautern)として分邦したことであった。ヨーハン・カジミールは、領土の確定後の1577年3月23日にこの町の君主への臣従の誓約を受けたのち、5月23日に、これまでの特権を再確認した。こうして今やルター派に転じたプファルツ選帝侯国の本領からは、多くのカルヴァン派が避難・再移住してくるなかで、新領邦内でのフランケンタールの新しい経済的拠点としての重要性を認識したヨーハン・カジミールは、1577年10月29日これを都市に昇格させる特許状, Privilegie vnd Ordnunge der Stadt Franckenthalを發布して大幅な自治権を認めた。すなわち、全市民がそれぞれ10軒ごとに組Rottを組織して組長を選出し、これら組長の推薦によって代官Schultheiß, 副代官

Unterschultheiß, 市長 Bürgermeister 2名, 助役Rat 5名, 参審員Schöffen 9名など, 全役員を選出することを認める, 当時のプファルツの領邦都市としては異例の自治であった。また, 旧ライン河Alt-Rheinのロックスハイムとを結ぶ『ライン運河建設』Der Rheinbaw のために, 1,000グルデンを供与し, さらにもう1,000グルデンを適切な利子付きで貸付け, また木材の無償切り出しを許可した(このほかフランケンタールの耕地内での優先漁業権)。そして, この運河の建設・維持費用のために関税・消費税の賦課を認め, フランケンタールの住民にはこれを免除した(ただしクレーン料や穀物・葡萄酒輸出税を除く)。また織物・乾物のメッセへの移出・持ち帰り税についても一般関税を免除²⁰⁾。これは後述するように, ノイシュタットは勿論, ほかのネーデルラント人亡命者コロニー, オッテルブルクやサンクト・ランプレヒトへの都市特権に比しても, 大きな特権であったが, ノイシュタットなどの抗議により1582年9月6日の新『都市特権＝条例』Der statt Franckenthal privilegien und statutenによって一挙に廃止され, 領邦君主による無任期の代官と市参事会員12名の任命が定められ, 死亡による欠員のみを残任者の推薦する2名の候補から, 君主または管区長が指名した。市長は任期1年で, 1名は市参事会員から, 他の1名は新しく指名された。もっとも, その代償として, いくつかの経済的

19) "Zweite Capitulation Kurfürst Friedrich III mit den Einwohnern von Frankenthal vom 9. Mai 1573", *MFAV.*, VIII (1900), 27ff.; この2つの『協約』の事項別対比は, V. Christmann, "Die Kapitulation zwischen Kurpfalz und den Einwohnern von Frankenthal, 1562 und 1573", *Franckenthal Einst und Jetzt*, II (1962), 16-21.

20) "Huldigung und Confirmation der Privilegien der Stadt Frankenthal i. J. 1577", *MFAV.*, VII (1899), 42-3; "Privilegie vnd Ordnunge der Stadt Frankenthal. 1577", *MFAV.*, VIII (1900), 33ff.; K. Huther, "Die Geburtsurkunde der Stadt Frankenthal vom 29. Oktober 1577", *Franckenthal Einst und Jetzt*, II (1962), 25-28. なお, 年市1回と週市は, すでにフリードリッヒ3世の時代1572年に認められている。Wille, *a.a.O.*, S. 17, Anm. 1

この運河の建設には, ナッサウ伯やヴォルムス司教の権利が錯綜しており, 1580年に君主相互の協定が結ばれて, 着工の運びになったが, 30年戦争以前に完成して供用されていたかどうかは不明である。ebenda, S.18-19.

利益を与えており、年2回の年市と週市の開設を認め、また向後15年間の退去税の免除と世襲借地料の引き下げ、人身支配と賦役の免除を定めている。しかし、教会事項では、外国語による説教は、君主が必要と認めたときには停止できるという後退が見られる²¹⁾。そして、1581年からは、後述する通り、毛織物など重要なツンプト条例も領邦君主の名において発布されている。

ところで、1577年までこのコロニーの教会や行政の公用語は、専らネーデルラント語（低地ドイツ語）Nederduitschであり、フランス＝ワロン語による説教は、ネーデルラント語を解さぬフランス＝ワロン語系統の住民から度々要望されたにもかかわらず認められてこなかった²²⁾。しかしこのフランケンタールにも、まず、1577/78年にワロン＝フランス語系の改革派教会L'Église réformée françaiseが成立し、ついで1583年から流入してくるドイツ人改革派のための「高地ドイツ」語系教会die hochdeutsche Gemeindeの誕生によって3つの民族＝言語の亡命者教会の連合体となった。

プファルツ選帝侯位を襲いだルートヴィヒ6世は、早速ハイデルベルクのフランス改革派教会の説教を禁止し、1577年5月12日、牧師オルブラックGuillaume HolbracとジェフロワPierre Geffroyを解任したので、ハイデルベルクのフランス系亡命者教会員のうち、36家族76人がフランケンタールに逃れた（なお117人はヴォルムスへ移ったが、恐らくその大部分はフランケンタールへ再移住したのであろう。）ダテヌスなどのネーデルラント人教会の首脳は、フラン

ス語教会の公認に強く反対し、退去をも辞さぬ構えであったものの、このような事態の前には抗しがたく、1576年3月28日のサンクト・ランプレヒトの教会会議で合意に達し、ヨーハン・カジミールは1578年7月14日に正式にフランケンタール市民権を開放し、その後は、フランス語系住民は急速にその人口を増した。しかし、その後も長く独自の教会堂をもてずにネーデルラント人教会と共用していたが、ようやく1618年（1612年礎石）からワロン通 Wallonstraßeに独自の教会と牧師館を所有することができた²³⁾。ところで、ヨーハン・カジミールの意を承けて、ノイシュタット管区長は、1583年から市参事会公文書の「高地」ドイツ語使用を命じたが、さらに1582年、管区財務官フェークリン Vöglinは、ネーデルラント教会の長老会に、40家族の、主としてヴェストファーレン出身の高地ドイツ人が市内に滞在していることを理由に、ドイツ人牧師の任命を迫り、両教会の激しい抵抗を押して隣のメルシュ Mörschの牧師ヤーコブ・グラインJacob Greinが任命された。こうして高地ドイツ系教会が独立し、12月30日に30名に初の聖餐を授けている²⁴⁾。しかし、とりわけフランス語教会と対立し、その調停のため、1584年から3教会の長老が毎月1回会合していた。

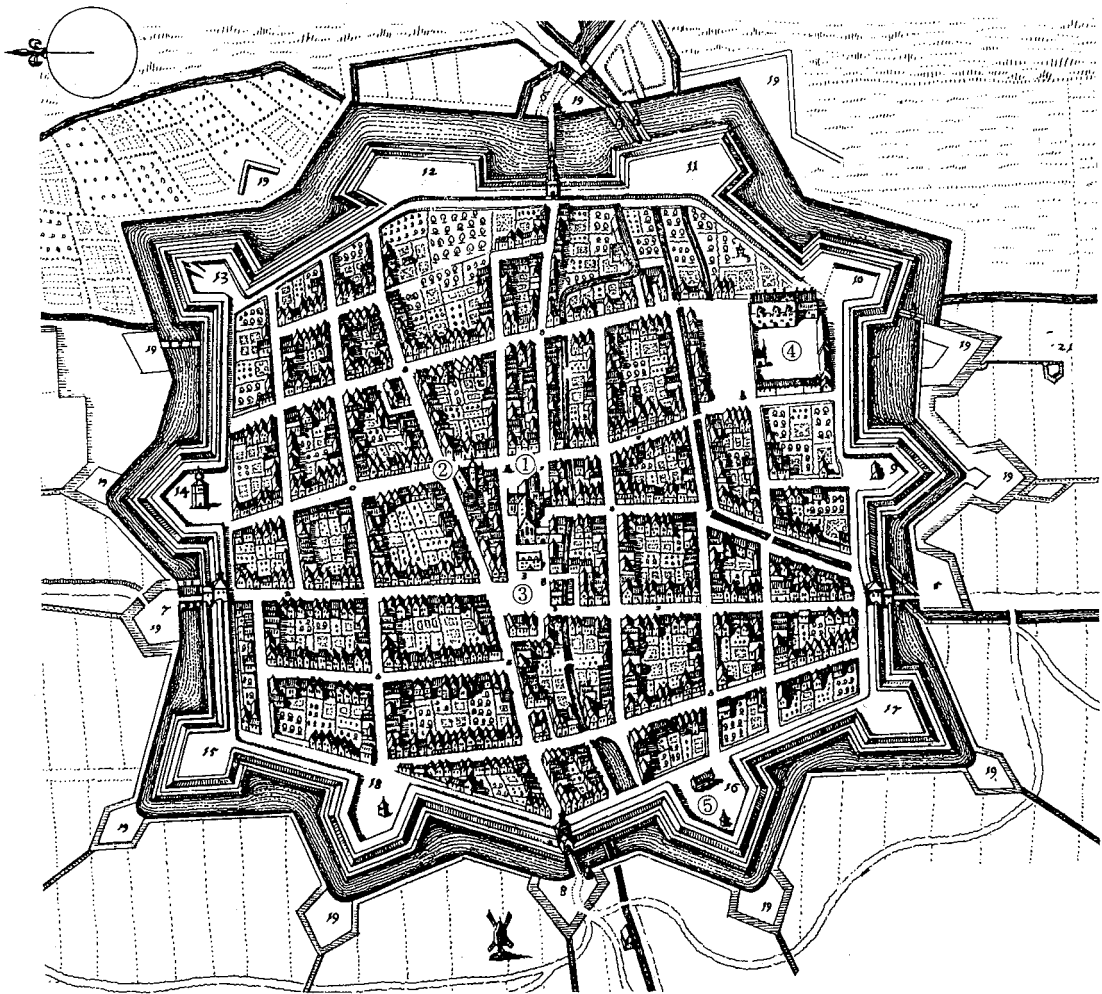
ところで、1600年頃には、すでに全ヨーロッパのプロテスタントとカトリック両陣営の全面衝突の暗雲がたちこめる緊迫した情勢のなかで、選帝侯国フリードリヒ4世は、領土の防衛の強化を計って、マンハイムやフィリップスブルクなどいくつかの要塞を推進したが、その一環として1600年にフランケンタールも11の堡塁Bastionと強固な城壁と堀で囲む要塞都市化する計画が構想された。しかし、設計の承認と建設費用

21) Generallandesarchiv Karlsruhe, 67/856, fol.107 r-111v. ここでは、フランケンタールの市民をノイシュタット市民と同等に待遇することを謳っている。

22) Cuno, a.a.O., 8-9. すでに、1566年には少数の、フラマン語を解しないワロン人が、隣の村落エプシュタインEpsteinのワロン人牧師にフランケンタールでの説教を許すよう請願したが認められず、結局、フランス語を話す長老のリーバールトやドゥ・ホントDe Hondtが、説教や聖書の朗読をしただけであった。また、1572年、フェレMartin Ferretがワロン語による学校の許可を求めたが認められていない。

23) なお、フランケンタールやヴォルムスに避難したフランス改革派教会の名簿は、A. von den Velden, (Hg.), *Das Kirchenbuch der französischen reformierten Gemeinde zu Heidelberg 1579 - 1577 und Frankenthal in der Pfalz 1577 - 1596* (Weimar, 1908), 4-7.

24) Cuno, a.a.O., S.12-13.



第2図 1620年頃のフランケンタール

- ① ネーデルラント人教会=フランス（ワロン）人教会 ② 高地ドイツ人教会 ③ 市庁舎
④ 領邦財産管理所Schaffnerei ⑤ 兵器庫

※ 出典 Merian, *Topographia Germaniae*, Rheinpfalz in 1672, Wiederdruck, Bärenreiter Verlag, 1963

の調達に手間取り、工事にかかったのは1603年のことであった。そして、その後も資金難で工事は遅延し、やっと30年戦争の勃発と皇帝軍の侵入の危機が迫った1622年に入って急遽完成に漕ぎつけたのである²⁵⁾。[第2図参照]

(2) シューナウ Schönau, ネッカル川とその支

流シュタイナッハSteinachを、ハイデルベルクから約19km 遡った、オーデンヴァルト山中の小さな町シューナウも、その起源を同じくフランクフルト・アム・マインを逐われたネーデルラント人亡命者の移住に負っていた。この1012年に創設された由緒ある『シトー派シューナウ修道院』Das Zisterzienserkloster Schönauは、一帯にかなりの所領を誇っていたが、12世紀以来プファルツ選帝侯国はこれをその守護のもと

25) Wille, *a.a.O.*, S.27-33.

に入れ、ここに自家修道院Hausklosterとその墓所を設け、またここを狩猟場として愛好してきた。この修道院は、1556年のオットハンリッヒによる宗教改革後もまだ存続していたが、1560年フリードリッヒ3世によって最終的に廃止されて、その土地財産建物すべてを領邦に収用されて、『教会財産＝収益管理部』の管理下に移され、最後の修道院長はヴォルムスに退去した²⁶⁾。

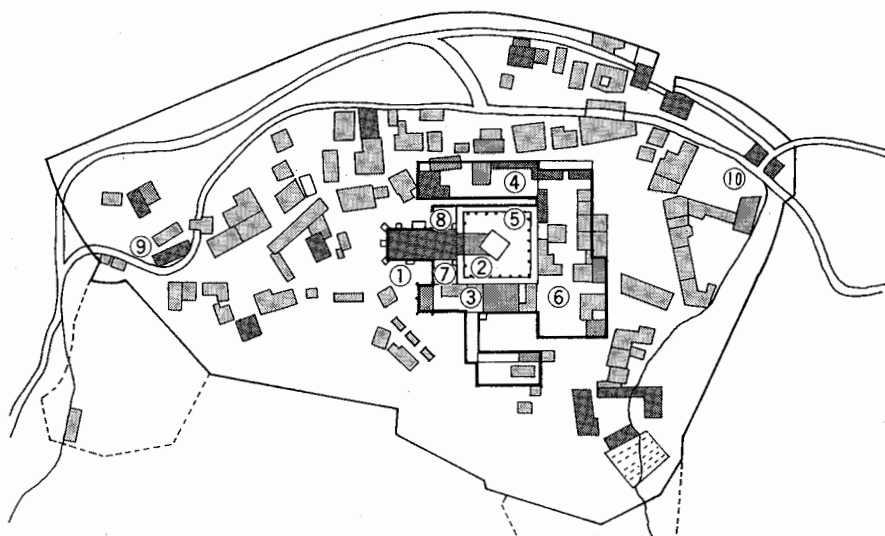
フリードリッヒ3世がどのような経緯でここをワロン人に割り当てたのか——一旦フランケンタールに入ってから分離したのかどうか——は不明であるが、1562年6月25日、フランケンタールに続いて、こちらはデュザングSebastianus Dusing, ディゾンJohann von Dyson, アンドリモンGregorius von Andrimont, クラスCaspar Claß, ラトローMatthias Ratlotの4名を代表者とするワロン系ネーデルラント人35家族が、プファルツ選帝侯フリードリッヒ3世と『協約』Capitulationを交わし、修道士が退去して空き家になっていたこの修道院への入居を許された。この『協約』は、フランケンタールとほぼ同じ内容と順序の17箇条から成っているが、若干の差異も見られる。例えば、フランケンタールでは通常のベデーなどの租税負担を述べているのみであるが、ここでは、『当地の慣行に従って』gewöhnlichen Landtsbrauch nach『戸別燕麦貢租』Rauchhafer (Rauchhaber)を毎年マルチン祭(11月11日)に、また『鶏』をカーニヴルの日に官憲に差し出すなど、人身支配の象徴である諸現物貢納(第11条)、あるいは各家庭の男子にたいする年1回1日の夫役(第9条)などを負担させられていた。さらに理由は不明であるが、外国度量衡の使用禁止など度量衡規定がフランケンタールに比べて遙かに詳しく定

められていた。ところで、農地については、すでに周囲の耕地は全て——恐らくはすでに修道院時代末期に——3軒の農家Hofに借地に出され、全く残っておらず、管理部は、上流のノイドルフ村NeudorfのカップスガルテンCappisgartenの半分の牧草地をモルゲン当たり1.5グルデン(面積は今後測量)で賃貸した。そして、シュタイナッハ近くの牧草地にあった旧修道院の縮絨水車に加えて、もう一つの縮絨水車の建設を許可し、62年間年10グルデンの賃貸料を支払うことと定めており、これは、このコロニーが、フランケンタールに比して、最初から紡毛毛織物工業従業者Tuchmacherの数が多かったことを示唆している(第14条)。なお、修道院の建物は100グルデン(1 fl.=46 albus)で賃貸されたが、シェーナウの管理人Pflegに無断で新築したり壁・天井を破壊することは、一切禁ぜられていた。

(第13条)しかし、1579/83年のこの『協約』の写しの欄外には『本規定は全く守られておらず』haben disen puncten gar nit gehaltenと注記されているように、移住者は修道院の建物を壊して住宅の資材を作り、管理部も歴史的建造物の保全には熱意がなかったから、教会として用いられた旧僧院食堂Refektoriumや『噴水館』Brunnenhausを除いて、さしもの壮大な建築も殆どその姿を消した²⁷⁾。[第3図参照]その後、シェーナウも1565年にフランケンタールと

26) M. Huffschild, "Beiträge zur Geschichte der Cisterzienserabtei Schönaue bei Heidelberg", ZGORh., NF., VI (1891), 415-49, VII (1892), 69-103, insbes., 90-92; M. Schaab, Zisterzienserabtei Schönaue im Odenwald (Heidelberg, 1963), S.124-5.

27) シェーナウについての概略は, [M. Schaab], "Schönaue", in: Staatliche Archivverwaltung Baden-Württemberg, (Hg.), Die Stadt- und die Landkreise Heidelberg und Mannheim, II (Karlsruhe), 1968, 888-907を参照。『協約』の原本は失われ、その写し, Copiae Capitulationis der Vndertänen und Inwohner zu Schönaue so des Christentums wegen verjagt und dasselbst sich ansässig machten, do. Anno 1562, Generallandesarchiv Karlsruhe, Abt. 229/93800, fol. 1-10が存在するだけであるが、フランケンタールと異なっており、最初の移住者全員の署名は付いていない。
〔なお、その要旨は、K. Roth, "Die Neu-Ansiedler von Schönaue und ihre Industrie", Heidelberger Familienblätter, Nr. 11 (8. 2. 1911), 42-44, 46-8に紹介されている。〕



第3図 旧シェーナウ修道院跡地と居住地の形成(1795年)

- 旧修道院建物
- 取り壊し
- 現存
- ▨ 養魚池

①改革派教会(旧僧院食堂refectoryum) 現在は廃屋 ②町役場(旧噴水館 Brunnenhaus) ③ 参事会堂および修道士寝室 Kapitelsaal und dormitorium ④ 助修士館 Konversenbau ⑤ 回廊 Kreuzgang ⑥ 修道院教会 ⑦ 雑役所 calefactorium ⑧ 厨房 ⑨、⑩ 水車

- 市壁(内側は1795年当時の市街)
- 旧修道院跡の家屋
- ▨ 独立家屋

出典: M. Schaab, *Zisterzienerabtei Schönau im Odenwald* (Heidelberg, 1963), S.34.

同様に、特許状の再確認(宗派の変更による領土からの退去に当たっての補償)を受け²⁸⁾、また恐らくフランケンタールと同じく何らかの第2『協約』を交付されたはずであるが、現存していない。この居留地は、1567年のペストで打撃を受けたものの、その後のネーデルラントでのプロテスタント弾圧の激化でリエージュ大司教領やリンブルク公国・マルメディー司教領などから新しいワロン系の亡命者が流入し、1576年のフリードリッヒ3世の逝去当時は200家族を数

え、1567-73年までフランソワ・デュジョン François Dujon (Franciscus Junius 1565年ハイデルベルグ大学神学教授)、73年からクリニエ Clignet など優れた牧師をうることができていた²⁹⁾。

しかるに熱烈なルター派の新君主のルートヴィヒ6世は、1578年5月に、ルター派の教会条例に服するかさもなくば3週間以内に退去するよう命じ、これを拒否した100家族は、ライン左

28) シェーナウの改革派教会に伝わる写しを、K. Roth が a. a. O., S.47に印刷した。

29) Huffschnid, a. a. O., VII, S.102-3; G. A. Benrath, "Franz Junius, der erste evangelische Pfarrer in Schönau (1567-73)", *Deutsche Hugenotten*, 1962, 101-13

岸のヨーハン・カジミールの領土に逃れて、オッテルベルク Otterberg などに再移住した。そして残りのほぼ同数の家族は、一応ルター派の儀式を受け入れてここに止どまって、新しい『協約』を授与されている。そして、1583年のヨーハン・カジミールの摂政就任で退去した住民の一部は再びシェーナウに戻った³⁰⁾。

(3) サンクト・ランプレヒト Sankt Lambrecht
ノイシュタットから東にライン川の支流シュバイヤーバッハ Speyerbach の溪流を約 6 km 遡った、ハールト山地の谷合の町ランプレヒトも、同じくこの頃にネーデルラント人（ワロン人）カルヴァン派のコロニーとして出発し、フランケンタールに比してその規模はずっと小さかったにせよ、20世紀末でもその毛織物工業の伝統を伝えている。ここは、977年にベネディクト派修道院が設立されたが、1244年に廃止され、代わってドミニコ派修道院が誕生し、その傍らに小さな村落（1464年には住民数は39軒155人）が生まれていた。やがてこの修道院もプファルツの守護のもとに入ったが、川を隔てて、シュバイヤー司教領 Hochstift Speyer の村落グレーフェンハウゼン Grevenhausen が残っていた。（第4図）しかし、この繁栄していた修道院もかのランツフート継承戦争やドイツ農民戦争の被害から立ち直ることはできずに、多くの尼僧が退去しすっかり衰微して、50人ほどの住民も殆ど退散した。ついにフリードリッヒ 2世は、ローマ教皇ユリウス 3世と協定を結んで、1549/51年に、宗教改革に俟たずに他のプファルツ領土内の11の修道院ともどもこれを世俗化し、その建物およびその周辺や近隣に散在する土地からの収益は、1553年からハイデルベルク大学の維持費に充てられることになった。しかし実際には管理が不可能で大学への収益は殆ど上がらなかったため、フリードリッヒ 3世は、1563年に御料地管理局 Hof-Rechenkammer にこれ

を年800グルデンで34年の長期賃借させた³¹⁾。

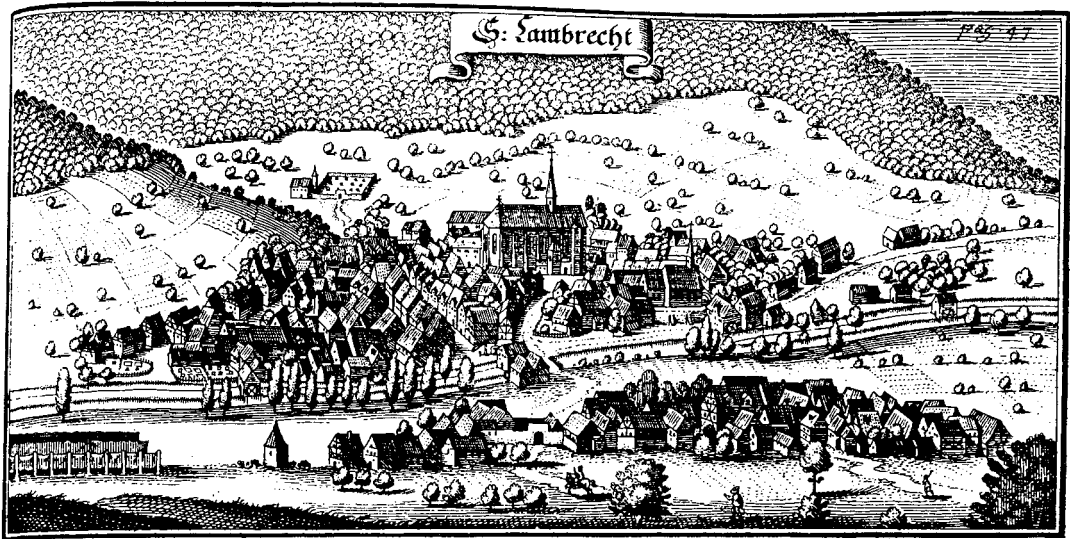
ところで、すでに1568年には、当地の住民に家屋、教会、耕地を含めて128fl. 12alb. 4 Heller で、居住者に一括貸与されており、1567年にデュジョンに率いられたヴェルヴィエヤリンブルク、マルメディーからのワロン系の亡命者が到着したことにより、シェーナウが手狭となり、すでにサンクト・ランプレヒトへの移住が始まったものと考えられるが、この時、フランケンタールやシェーナウに倣った『協約』ないし特許状が交付されたかどうか、詳細が不明である。そして1570年には、シュバイヤーバッハ川の堰に研磨＝縮絨水車 Schleiff- und Walkmühle が設置されている³²⁾。さて、ヨーハン・カジミールの治下に初めて交付された1577年10月31日の『サンクト・ランプレヒト住民の特許・条例・勸告』Dern Sanct Lamprecht Priuiligia Ordnungen vnnd Ratzungenn は、同年のフランケンタールの都市特許状の内容とかなり共通している。しかし、全体は4条に分かれて、第3条には、フランス語による『サンクト・ランプレヒト自治体条例』Ordonnances pour la Commune de Saint Lambert が挿入されて、主として住民相互の道德、秩序維持の問題が63箇条にわたって細かく定められていたことは、他の移住地と異なる独特の点である³³⁾。

31) 1000 Jahre Lambrecht, S. 1-4; F. Bühler, *Die Entwicklung der Tuchindustrie in Lambrecht* (Wirtschafts- und Verwaltungsstudien mit besonderer Berücksichtigung Bayerns, 50; Leipzig, 1914), S. 1-4; G. A. Benrath, "Die Selbstbiographie von Franz Junius (1545-1602)", in: *Beiträge zur badischen Kirchengeschichte*, Sammelband 1 (Karlsruhe, 1962), 37-70; Th. Gumbel, "Die wallonisch-französische Fremden-gemeinde in St. Lambrecht - Grevenhausen", *Gbl. DHV.*, Zehnt 2, Heft 1, 1892, 3-14.

32) K. E. Collofond, "Die Entstehung der Lambrechter Wallonengemeinde", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, XXX-1/2 (1963), 29-48.

33) *Dern zu Sanct Lamprecht Priuiligia, Ordnungen vnnd Ratzungenn*, Generallandesarchiv Karlsruhe, 67/856, fol. 59-63.

30) Schaab, a. a. O., S. 901.



第4図 1610年頃のサント・ランブレヒト

※ 出典は第2図と同じ

※※ 中心部の教会は、旧修道院教会Klosterkircheを引き続き使用。中央を流れるのがシュバイヤーバッハで、シュバイヤー司教領との境界になり、手前の村落がグレーフェンハウゼン。

まず、教会事項では、住民は、彼らの言語に通じた（そしてできうれば、同時にドイツ語の能力のある）牧師など教会役員および学校教師を任命し、自分たちでその俸録を支給することを認められている。ただし、この牧師には、ドイツ人住民のために、毎日曜日小さな教区教会Pfarrkircheで説教するよう義務付けられていた。行政・司法の重要な事項はノイシュタットの上級管区の管轄に入るが、日常的事項geringe Sacheは、住民のなかから君主が任命した任期1年の代官Schultheiß, Maire, 副代官Unterschultheiß, Deputez 7名の参審員Schöffen, eschevinに委ねられて、裁判所と参事会Ratを構成し、『手工業の必要事項に配慮し』des Handwercken notdurft bedencken, 『無秩序や独占、腐敗を除去する』Vnordnung monopolie Vnnd Verderbung abschaffenの義務を負った。これら役職者は、組長（住民は10家ごとに組Rott

に分かれて組長を選出する）から推薦された2～3名の候補者のなかから任命された。

他方では、『自治体条例』では、一部には他の『協約』に見られる、君主への臣従（第1項）、前住地からの人物・品行証明（第3項）、入居税（3グルデン）、退去税（10%）[第2項]、通常の租税や負担（第13項）、現地の度量衡の使用（第12項）、防犯・防火（（第25、26項）、森林・草地の利用（第9、10、11項）、などの規定とならんで、住民生活上の相互の配慮や秩序、様々の宗教的・道徳的規制が盛り込まれ、また、住民総会への正当な理由なき欠席が禁ぜられている（第8項）。おそらく教会と亡命者住民団体との一体性は強かったのであろう³⁴⁾。

34) fol.61r-63. 第50項の瀆神・偽証の禁止、第60、61、62項の怠惰な世帯主や労働者の懲戒、第54項の世帯主や雇い職人の居酒屋出入り禁止、第47項の、その子供に『ハイドルベルク教理問答』le Catechismeに出席させるよう心がけること、など。

また、第4条では、『あらゆる建物、家屋、住居および隣接付属の菜園』を、父フリードリッヒ3世との契約通り[年128fl.12alb.4Heller]で、永借することを認め、その自由な交換・売却を許している。ただしその他の園芸地、牧草地、耕地Veldtについては、数年契約とされた。さらに1586年に、大学管理下の森林800ターゲヴェルク Tagwerk(約333Ha)を年50fl.12kr.4 Hellerで、1591年には御料地から95モルゲンを131 fl. 6 kr. 4 dl.で、また河川牧草地Auewiese24モルゲンを103fl.10kr. 6 dlで短期借地するなど、最初は少なかった農地を次第に増やしていった。

こうして、人口の最も少ないサンクト・ランプレヒトは、その後都市への昇格を認められなかったが、自治体Communeという一段低い格ではあっても、フランケンタールとそれほどは劣らぬ一応の自治は認められた。

(4) オッテルベルク Otterberg プファルツ領の西部ラウテルン(現カイザースラウテルン Kaiserslautern)から約7km北にあったオッテル城 Otteburgがカイザースラウテルン皇室御料地 Kaiserpfalz Lauternの整備によって廃城となったのち、その麓の廃小村Weilerは、耕地・森林ともども、1144年新設のシトー派オッテルベルク修道院Das Zisterzienserkloster Otterbergに寄進され、本修道院はその後もライン左岸一帯に購入や寄進によって数多くの所領を擁する大修道院となった。しかしクア・プファルツの宗教改革によって最終的には1561年に国家に接収されて最後の修道院長(Wendelinus Merbot)の退去の後には、管理人Pflegerが置かれていたが、ドイツ人の農民も殆ど入植することもなく(1571年にドイツ人牧師が任命されているが)、荒れるに任されていた³⁵⁾。

しかるに、1577年5月、先に述べたように、

35) G. Kaller, *Wirtschafts- und Besitzgeschichte des Zisterzienserklosters Otterberg 1144 - 1561* (Diss. Phil. Heidelberg; Heidelberg, 1961);

シェーナウを逐われた100家族が、ヨーハン・カジミールの所領プファルツ・ラウテルン侯国に逃れた。その後、約1年の間、彼らがどこに滞在し、君主ヨーハン・カジミールとどのような交渉を続けたかは不明であるが、1578年ヨーハン・カジミールは、6月15日の『協約』で彼らに首府ラウテルンに近いここに第2の安住の地を授けた。従って、この17箇条のオッテルベルク第1『協約』は、シェーナウの最初の『協約』の内容を殆ど順序通り引き継いでいる³⁶⁾。(とはいえ、もはや移住者代表と君主との協約ではなく、君主の恩恵による特許に変わっているが。)ただし、この度は、移住者の苦難に鑑みて、様々の負担の軽減や便宜の供与が計られていた。例えば、入居税は、この100家族は免除、1年以内の入居者は2 fl. それ以後は4 fl.と定められたが、国家と住民自治体gemeine Fleckenとでこれを折半することになった。(第9条)また、夫役 Fron、『戸別燕麦貢納』Rauchhafer (Rauchhaber)および『鶏』の納付も5年間免除され、人身支配も、他の支配地 Herrschaft でこの種の支配下にあった者を除き一切免除された。(第9条)一方、住居の方は、新旧の修道院の建物や管理所Wirtshaus、近所のヴァイラーWeiler、ウンゲンバッハUngenbachの農場建物などを無料で使用を許され、残りの施設に全部で200fl.を支払うよう定められた。一方農地については、ヴァイラー、ウンゲンバッハの耕地を一括年400 fl.で、残りの農地を100fl.で永借することを認められ、また森からの薪の採取に50fl.を支払うことになった。小川や養魚池 Weiher、堰Woogでの漁業権はこの度も認められなかったが、そのうち14に限って鯉などの養殖を認めている。また毛織物生産に関しては、シェーナウと同様に縮絨水車2基の新設とそのための木材購入が

ders., *Geschichte von Kloster und Stadt Otterberg*, 2 Bde., (Otterbach, 1976~81); J. Knecht, "Die wallonsiche Gemeinde zu Otterberg", *Gbl.DHV*, Zenht 1, Heft 7, 1892, 3-24.

36) この全文は、Kaller, *Geschichte*, I, 346-356に復刻されている。

許された。(第14条)そして『シェーナウでの場合と同じく、毛織物の検印tuchsiegelungのため、印章と紋章を授与する』(第6条)旨規定した。

一方、司法・行政については、シェーナウと同様に、重要事項は、所轄の管区(ラウテルン)のに委ねられたが、自治体独自の裁判所gerichtに関しては、将来交付される都市条例に俟つことになっていた。

この『協約』においては、『都市』ではなく『自治体』communeや町flecken, orthと称しているが、君主のヨーハン・カジミールは、すでに都市への昇格を予定し、この町を城壁で囲むこと、また『上門』obere Pfordtと『下門』undere Pfordtを結んで、同じ広い幅の『大通』gemeine Landstraßeを設け、その両側の建物を同じ規格とすることを定めていた。(第5図A)

なお、最後の条項は、この度のクーア・プファルツのルター派復帰がシェーナウの住民に与えた苦痛に鑑みて、君主とその相続人は、今後[君主の宗派の変更によって]これら亡命者が再び退去を余儀なくされる場合には、それによって被った損害やこれまでの建造物や改良の費用を補償することを約束している。

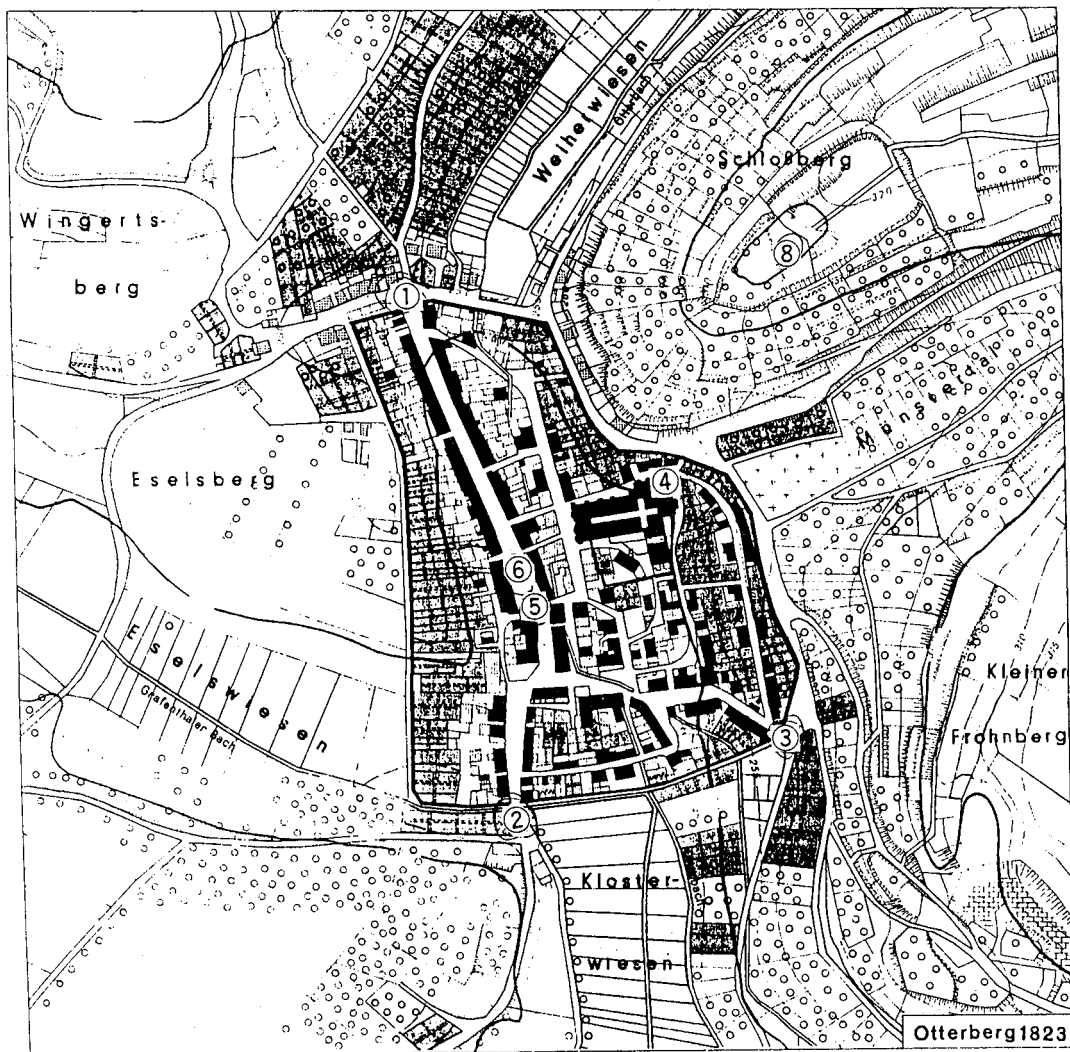
この第1『協約』から20日足らずの同年7月4日に、ヨーハン・カジミールは4箇条からなる第2『協約』を交付したが、これは単なる本『協約』への追加補足であった。すなわち、第1『協約』では禁止されていた、旧僧院食堂Rewenthal(refectorium)の改装が許され、また、要望のあった僧院厨房の一部を利用することが認められた。また、牛舎を二階建に改装して、シェーナウと同様、宿屋würthを設けることが許可された。そして、君主の宿舎と留保されていた新僧院Neue Abteiは、広間と2室を除き、牧師の住居と会議室に転用することが認められた³⁷⁾。

こうして、オッテルベルクでも、1610年には、もはや、修道院教会を除いて、旧修道院の壮大な建築は、残らず取り壊されて、建材や城壁の

材料と化していた。(第5図B)ところで、オッテルベルクの都市特権賦与は、2年後の1581年5月26日のことであるが、この37箇条に及ぶ新都市条例は、1577年のフランケンタールの場合に比して、その自治権は大幅に後退している³⁸⁾。まず第1, 2, 3条で、城壁の拡大、ラウテルンの市場禁制権からの除外と、年2回の年市と毎週木曜日の週市の開設、屠殺場の設置のほかは、市政を担当する役人の任命とその権限を詳細に定めている。まず、代官Schultheißは、完全に領邦君主により任命される。市民は最低10軒ごとに組Rottに分かれて、組長Rottenmeisterを選出し、さらに複数の『組』が合体して『区』Viertelを構成した。市参事会は、一方の、毎年選挙される『市民参事会』gemeine Ratと、『常任参事会』alte Ratに分かれ、それぞれが市長(『参事会市長』Ratsbürgermeisterと『市民選出市長』gemeine Bürgermeister)を選出、両市長が市の吏員を任命した。常任参事会は、最初は、6つの区から2名の候補者を管区長に推薦してそのなかから6名が指名され、欠員が生じた場合には、残任の常任参事会員が市民参事会員ないしその他の有能な市民のなかから1名を君主に推薦して補充した。市民参事会は、各区から2名が選ばれ、この12名が『市民選出市長』(任期1年)候補2名を選出し、管区長は常任参事会に意見を徴しながらそのどちらかに決定する。そして各組2名の候補者のうち1名が管区長から参事会員に氏名された。裁判所 Gericht は、ほぼ『常任参事会』から5名と市民市長の前任者の6名から構成されていた。そして、民事事件および市民相互の軽罪事件はまず2人の市長の許に持ち込まれ、解決できぬ時は代官に回された。一方市民と外部の人間との争いの裁定は、最初から代官に委ねられた。このように、オッテルベルクの場合には、領邦君主の市役員への指名権はかなり強く、他方では市民の選挙権は、かなり制約を受けていた。ただしこの場合には、

37) Kaller, *Geschichte*, I, 357-59.

38) Kaller, *Geschichte*, I, 359-68.



第5図A 1823年のオッテルベルク

- ① 上門oberes Tor ② 下門unteres Tor ③ 新門Neutor ④ 改革派教会 ⑤ 市庁舎
⑥ 大通 Hauptstraße ⑧ 旧城Otterburg跡

出典：Pfalzisches Atlas, Nr. 9, und Text, S. 534.

他の領邦都市に見られるようなツunftがまだ都市の構成要素とはなっておらず、区の方がある程度まで民主的な役員選出の拠り所であった。

さらに、1592年、摂政ヨーハン・カジミールの死によって、ラウテルン侯国がふたたびクア・プファルツに統合されたが、1593年1月23

日、プファルツ選帝侯フリードリッヒ4世は、これまでの『協約』および『都市条例』を再確認し、その際、6箇条の修正をほどこしている。①まず、これまで、ヨーハン・カジミールが、当初の困難を援助するため、牧師の俸給の一部に50グルデンと12マルターの穀物、1フーダーの



第5図B 1610年頃のオッテルベルク

※ 出典は第2図と同じ

※※ 東側からの眺望。大きな教会は、旧修道院教会をそのまま利用。その横の小教会は、おそらく、ドイツ人住民の教会であろう。

葡萄酒を提供してきたのを半分に減額し、代わりにこの給付をさらに8年延長する。②1585年にヨーハン・カジミールが認めた、十分の一税を50グルデンで20年間都市に請け負わせる契約を継続する。賦役や『燕麦＝鶏貢納』の免除期間経過後の6年の代金納を許可をさらにもう6年間延長する。③消費税収入の半額を都市の教会や建築のために充当する特別措置を8年間延長する³⁹⁾。

1602年、このオッテルベルクを含むラウテルン上級管区は、選帝侯の次子モーリッツ・クリスチャンの分家領secundogeniturとして分邦されたが、新君主がまだ幼少で父の後見を受けている間に死去したため、何ら実質的变化はなかった。そして1610年、その弟のルートヴィヒ・フィリップLudwig Philippがプファルツ・ジメメルン侯国Pfalz-Simmernとして分邦された際、

ラウテルン上級管区もそこに委譲されたが、宗教問題も含めてこれまでの権利に何らの変更もなく30年戦争にいたった。

(5) オイサータール Eußethal 以上の4つのネーデルラント人亡命者コロニーに加えてプファルツは、いまひとつのコロニーを計画し、『協約』を実際に交付しているが、恐らく予定していた移住者が殆ど集まらず放棄され、その存在もながらく忘れられて、詳しい背景も不明である。1590年ないし91年、ヨーハン・カジミールは、プファルツ選帝侯国の摂政としての資格で、ゲルメルスハイム管区Amt Germersheimで放置されていたオイサータール修道院にリエージュ地方 Land zur Lüttich を逐われたワロン系カルヴァン派亡命者65家族を迎えようとしたもので、39箇条の長大なものであり、これまでの幾つかの『協約』を引き継いでいるが、若干の点では新規の規定が盛り込まれている。

まず、第1条に、移住者は、サンクト・ランプレヒトの場合と同様に、前住地の当局ないし教会から、その人物や品行の証明を持参するこ

39) Kaller, *Geschichte*, I, 368-70. なお、オッテルベルクでは、領邦国家との交渉や公文書作成の必要上、代官にドイツ人 (Hans Putz, Johann Münch) を任命しているし、またドイツ人住民のため、別に牧師として1613年から、David Haubrechtが任ぜられている。

を義務付けているが、これは恐らく、1585年以降の大量の難民が様々の問題を惹き起したためであろう。また、第2条の教会関係では、母語による礼拝など一定の宗教的自治を許しているが、教会事項では一般と同じくプファルツの巡察、教会会議Sinod、小教会会議Conuentに服することが特記され、この教会が独自の長老会Consistoriumを組織することは認められず、先任長老Senior Rathのみ設置された。これら牧師や教会職員は、教区の負担であったが、ヨーハン・カジミールは、その補助として2モルゲンの牧草地や1/2モルゲンの菜園を授与している。なお、管理人や森林・狩猟管理人などドイツ人の住民のためドイツ人牧師を任命することを義務付けられた。また、可能な限り、フランス語のみならずドイツ語の能力のある教師をおくことが定められている。この『協約』による農地の貸与は、わずか30モルゲン(29条年1f 1. で90年の一括永借地)の耕地と若干の牧草地に限られている。他方で、行政は、近く都市条例を交付することを約束してその都市的性格をはっきり認め、城壁の保全や門番の設置(第27条)、縮絨、搾油、桂油などの水車の設置(第37条)、年市・週市の開設を認めている(第38条)。またオッテルベルクにならって毛織物の検印を設けていた(第12条)(ワイン、ビール消費税の半額の自治体への供与、賦役免除4年に短縮)

この時に何人かの移住はあったと思われるが、この新コロニーが実際に成立した形跡はなく、このオイサータールがクーア・プファルツ内の亡命者教会として登場することもなかったのは、亡命者がむしろ既存の4つのコロニーに向かったためであろう⁴⁰⁾。

40) *Copia Capitulationis dernss die Exulen gehn Eußerthal sollen Ingewonten werden*, Hessisches Staatsarchiv Marburg, 86/16843/1/2, fol. 155r-173r. これは、1597年頃から、新しいネーデルラント人亡命者都市ノイ・ハーナウの建設が計画されるなかで、ハーナウ=ミュンツェンベルク伯Graf von Hanau-Münzenbergの依頼によって、プファルツ選帝侯国から、資料として送られた写しが残って

(6) 小括 以上、プファルツ選帝侯国とその支邦ラウテルン侯国による6つのネーデルラント人亡命者コロニーの成立について概観したが、その人口や経済的基盤の問題に入る前に、その法的・宗教的地位について、ここで若干の要約を試みたい。

まず、これらコロニーは、いずれも、既存の特権都市ないし村落に入居したのではなく、殆ど無人に近い、他の居住地から隔絶した旧修道院を割り当てられ、その意味では、これまでの帝国都市やいくつかの領邦都市への亡命にみられたような、市民との経済的・社会的紛争対立を免れた。(ただし、同じプファルツ選帝侯国あるいはヨーハン・カジミール統治下のプファルツ・ラウテルン侯国領でも、オーバー・プファルツは、なおルター派の勢力が頑強で、この種の亡命者コロニー創設は計画にさえ上らなかった。)しかし、翻えてこのことは、少なくとも最初の半世紀の間は、同じカルヴァン派(改革派)でありながら、一般のドイツ人——ハイデルベルクの知識人や一部の牧師たちを除いて——と

いるだけで、H. Bott, *Gründung und Anfänge der Neustadt Hanau, 1596-1620*, 1 (1970; Veröff. der Hist. Komm. für Hessen und Waldeck, 30-1), S. 16がハーナウの研究中に発掘したものである。ちなみに、この写しの前後の文書の目録には、1563, 1564, 1573年などのこの修道院への入植文書の要約が記入されているが、本『協約』から見る限り、入居はこれが最初であり、おそらく、フランケンタールの誤記であろう。Vgl., G. Kaller, "Kurfürstliche Einflüsse auf die Gründung von Neu-Hanau", in: H. Bannasch und H. P. Lachmann, (Hg.), *Aus Geschichte und ihren Hilfswissenschaften. Festschrift für Walter Heinemeyer zum 65. Geburtstag* (Veröffentlichungen der historischen Kommission für Hessen, 40; Marburg, 1979), 686-700. なお, G. Biundo, "Die Reste des französisch-reformierten Kirchenbuches zu Anweiler", *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde*, XII (1936), 71-72によれば、1593年のプファルツ=ツヴァイブリュッケン公ヨーハンJohann, Herzog von Pfalz-Zweibrückenが、アンヴァイラーに亡命者の入植を試みた際、オイサータールから2家族が移住している。

の交流が殆ど見られなかったことを意味しており、かえってフランクフルト・アム・マインやヴェーゼル、アーヘンのようなドイツ内の他の亡命者コロニー、あるいは本国との人的・経済的交流の方が緊密であった。また産業の面でも、周辺のプファルツ内外のドイツ人への技術移転や労働力の利用も、サンクト・ランプレヒトを除いて全く見られなかった。これらコロニーは、移住時点で『協約』によって、修道院付属の若干の農牧地の永借地権をも賦与されていたものの、その基盤はあくまでも工業ないし商業にあり、また移住者の強い要望によって、一般の、領邦の行政・裁判機構である管区 Amt の支配から一定の自治をうる都市特権ないし特別の自治体条例が交付されている。ただし、後のハーナウの場合とは異なって、1577年のフランケンタールで施行されたような、市民の選挙による役員選出はすべて否定され、他の領邦都市と同様に、領邦君主の役職者指名権を含む自治への介入はかなり強いものとなった。ただし、実際にどの程度まで、実質的自治が行われたのか、また領邦の側とどの程度の軋轢があったかは、不明である⁴¹⁾。

宗教の面では当初の『協約』によって、移住者たちは、その母語**angeborene Sprache**による教会を組織・維持することを認められ、領邦教會的性格の強いプファルツ改革派教会からは独立した教会として出発した。勿論、牧師など教会の役員の任免は、領邦の教会評議会に事前に通知し、また『プファルツ教会規則』に服さね

ばならなかったとはいえ、巡察などの領邦教会の介入は免れていたし、勿論領邦君主の承認のもとにはあるが、ドイツ内のネーデルラント人亡命者教会の教会会議へ参加し、あるいはプファルツ内の亡命者小教会会議**Classenconvent**(1591年)を結成し、フランクフルト、ヴェーゼル、ヴェッツラールを含むフランス語亡命者教会会議に代表を送っている。他方で、牧師など教会役員**Kirchendiener**や学校教師の俸給は、国庫ではなく亡命者たちの自弁であったから、グテヌスやファン・デア・ヘイデン、デュジョン(ユニウス)などの宮廷牧師ないしハイデルベルク大学の神学教授が兼ねる場合を除き、教区の重い負担となり、牧師の遺族もしばしば困窮に陥っていた。ところで、亡命者教会からは、本国の独立戦争の進行状況に応じて絶えず、牧師が本国での任務に引き抜かれていたが、ともかく後任者が確保され、領邦側のドイツ人牧師任命の圧力を交わすことができた。

さて、この亡命者教会と住民自治体との関係も、長老などの名簿がえられないので、正確には不明であり、フランケンタールのように、3教会が並立した都市で、代官、市長などの役員の選出がどのような配分になっていたか、法律上は明文化されてはいない。が、初期の住民団体は、殆ど教会と重なり合っていたようであり、また、フランクフルトやハーナウとことなっており、富裕な大商人層が少ないプファルツの場合には、市参事会員と教会長老は同じ手工業者層に占められていたものと考えられる⁴²⁾。

41) ノイ・ハーナウの場合には、受け入れ側のハーナウ＝ミュンツェンベルク伯領は、プファルツ選帝侯国に比しては、全くの弱小領邦であったうえ、フランクフルト・アム・マインの富裕な商人層の移住によって期待される経済的利益も、プファルツの場合より、はるかに大きかった。それゆえ、ほぼ帝国都市にも近い住民の自治が保証され、1601年、これまでのハーナウ市に接して、基盤目の市街地の「ハーナウ新市」が建設され、ここでは、ネーデルラント、ワロン両教会のみが(ドイツ人は無権利)、それぞれ8人の終身市参事会員候補を君主に推薦し、そのなかから、2名の市長と8人の参事会員が指名された。こうして、ノイ・ハーナウでは、富裕な商人層

が市政を牛耳る寡頭支配の体制が成立し、フランケンタールとはことなっており、営業の自由もほぼ維持されて行く。この点は、Bott, *a.a.O.*, I, S.116; Kaller, "Kurfürstliche Einflüsse", 693ff.

42) Kaller, *Geschichte*, I, 693ff. グテヌスは、選帝侯の腹心の1人として多忙であったから、フランケンタールの牧会のため、1564年第2牧師としてファン・デア・ヘイデンがこれを助け、ここでカタリナ・フーテムCatharina Goethemと結婚したが、1566年、グテヌスやタッファンTaffinともども、選帝侯の命で、ネーデルラントの教会の応援のため派遣されている。(ただし弾圧を逃れて67年に帰還)。その後、グテヌスは、67-72年の間はプファルツに止まった

が、72年ふたたびネーデルラントに赴いた。一方のファン・デア・ヘイデンも、1574年、ミデルビュルフの牧師として帰国活躍し、1585年には、アントウエルペンの牧師であった。1571年からファン・デア・ヘイデンとともにフランケンタールの牧会に当たったクルジウスArnoldus Crusiusもまた、1573年、デルフトの牧師に招び戻される。M. F. van Lennep, *Caspar van der Heyden 1530-1586* (Academisch Proefschrift, G. U. Amsterdam, 1884), p.35vv. および注12)のBiundo, Roosbroeck の論文を参照。

なお、唯一判明しているフランケンタールのワロン教会の1577-96年長老や副牧師などの教会役員の経済的地位は、次号で分析する。